

平成27年第1回大衡村議会定例会会議録 第1号

平成27年3月10日（火曜日） 午前10時開会

出席議員（14名）

1番 小川ひろみ	2番 早坂 豊弘	3番 佐藤 貢
4番 斎藤 一郎	5番 佐々木春樹	6番 赤間しづ江
7番 高橋 浩之	8番 細川 幸郎	9番 佐藤 正志
10番 遠藤 昌一	11番 山路 澄雄	12番 佐々木金彌
13番 細川 運一	14番 萩原 達雄	

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

村長 跡部 昌洋	副村長 伊藤 俊幸
教育長 庄子 明宏	総務課長 早坂 勝伸
財務調整監 織田 四郎	住民税務課長 和泉 文雄
農林建設課長 斎藤 浩	企画商工課長 文屋 寛
都市整備課長 松木 浩一	教育学習課長 佐々木 修
会計管理者 木村 祐喜	保健福祉班長 早坂紀美江

事務局出席職員氏名

事務局長 斎藤 善弘 書記 西村 清二 書記 佐々木 敬

議事日程（第1号）

平成27年3月10日（火曜日）午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 施政方針
- 第 4 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程（第1号）に同じ

午前10時00分 開会

議長（萩原達雄君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。

定足数に達しますので、これより平成27年第1回大衡村議会定例会を開会いたします。

これより諸般の報告を行います。

議長としての報告事項並びに監査委員からの提出のあった例月出納検査及び定期監査等の報告書については、配付のとおりであります。

黒川地域行政事務組合議会及び宮城県後期高齢者医療広域連合議会の報告書については、議員控室に備えておりますので縦覧願います。

陳情書については、陳情書等文書表のとおりであります。

次に、常任委員会の閉会中の所管事務調査に係る報告を行います。

各常任委員長に報告を求めます。

まず、総務民生常任委員会、佐藤正志委員長、登壇願います。

なお、報告は簡潔に行っていただきます。

〔総務民生常任委員長 佐藤正志君 登壇〕

総務民生常任委員長（佐藤正志君） おはようございます。

それでは、総務民生常任委員会の委員会調査報告をいたします。

本委員会での閉会中の継続調査等を行った所管事務調査について、次のとおりやったことを、会議規則第75条の規定により報告します。

調査事件については、所管事務調査、1番として、平成27年度各種会計予算について、
2) 各課所管事務についてと。

調査年月日は、平成27年2月17日、調査結果は別紙のとおりでございます。

次のページ、1ページ目ですね、17日、平成27年度の各種会計の予算についてということで、27年度の当初予算の表についてと。これは、財政課からの報告でございます。表のとおりでございますので、ごらんになってください。

各課所管事務についてということで、これは総務課からでございます。平成27年度の第

1回の定例会議案についてということで、人権擁護委員の候補者、その他、このページに記載しているとおりでございますので、見ていただきたいと思います。

次のページ、2ページ目ですね、これも総務課でございます。一時保管場所放射能レベル測定値についてということで、これも1年間はかったという、あの現状のとおりでございますので、ごらんになっていただきたいと思います。

次、職員の採用関係ということも、この記載のとおりでございますので、後で本会議でちょっと説明あると思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

財政課についてですね、平成27年度の地方財政対策の概要ということで、次の表のとおりになっておりますので、ごらんになっていただきたいと思います。

住民税務課につきましても、この平成27年度の地方税制改正（案）についてということで説明ありましたので、これも全部、今回の議会で決定される内容が報告されましたので、ごらんになっていただきたいと思います。

次のページ、4ページ目ですね、住民税務課、条例改正の関係でございます。この2件と、あと、下の平成26年の村税等の徴収実績の結果でございます。表のとおりでございますので、ごらんになっていただきたいと思います。

保健福祉課につきましては、大衡村の特定教育・保育施設並びに特定地域型保育事業の利用者の負担についてということで、これが1号、2号、3号とあります、表のとおりになっておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、万葉クリーンエネルギー事業に対して、この1、2、3ですか、1、2ですね、これに対しての補助金等の、ございますので、このとおりになっておりますので、ごらんになっていただきたいと思います。

その他、条例の改正ということで、関係につきまして、報告ありました。

次のページ、6ページ目ですね、保健福祉課です。第6期の介護保険料についてということで説明がありました。今回、この表のとおり、予算委員会に報告あると思いますので、よろしくお願ひいたします。

次に、会計管理者のほうから、平成26年度各種会計のこの状況ですね、報告がありましたので、この表のとおりでございますので、ごらんになっていただきたいと思います。

以上、報告終わります。

議長（萩原達雄君） 次に、産業教育常任委員会委員長、佐々木春樹君、登壇願います。

同じく、簡潔にお願いいたします。

〔産業教育常任委員長 佐々木春樹君 登壇〕

産業教育常任委員長（佐々木春樹君） おはようございます。

産業教育常任委員会の調査報告を、会議規則第75条の規定により報告します。

調査事件、所管事務調査、平成26年度請負工事等の現場調査、それから請負工事等の進捗状況、そして所管事務についてであります。

調査年月日は、平成27年2月18日です。

ページをめくっていただきまして、まず、請負工事の現地調査ですけれども、汚染牧草業務、奥田大森線改良工事、宮沢用排水路整備工事、それから大瓜南側線の改良工事、楽天イーグルス大衡球場改修工事事業、大衡小学校改修工事、それから防災行政無線の放送設備工事について、現地を調査してまいりました。現地は、予定どおり進んでいるということであります。

請負工事の進捗状況については、配付の資料のとおりでありますので、ごらんください。

その他の所管事務について。まず、教育委員会です。体育施設等の利用、ごらんの表のとおりですけれども、ほぼ横ばいということであります。

また、体育社会施設利用状況については、大衡城の交流館について、1,600名ほど減少しているということで、今後、PRが必要であるというふうに伺っております。また、他の施設においても、若干人数が減っているということですので、いろいろ企画を取り入れて、改善を図っていくというふうな報告がありました。

条例等の改正等についての説明がございましたが、ちょっと見えにくいですけれども、添付している資料のとおりでありますので、ご参照ください。

農林建設課、27年度の生産調整についてです。27年度も転作面積がふえておりまして、また、通常より目標面積というのが1%ふえているというふうな説明がありました。4ページに表がございますので、ご参照願います。

放射能汚染の牧草のレベル調査は、先ほど総務のほうでも説明ありましたけれども、役場前のレベルとさほど変わらないというふうなこと、それから水路の水からは不検出、また土壌も49ベクレルということで、まず低い値となっているということであります。

都市整備課、仙塩広域の都市計画で、皆さんも何度も聞いていると思いますけれども、ときわ台団地周辺の今度の塩浪団地開発に係る用途変更についての説明がございます。詳しくは記載されておりますので、ご参照願います。

企画商工課のほうからは、第5次大衡村総合計画の中間見直し策定結果についての説明

がありました。現状とそぐわないところ、また今後についての見直しをかけているということで、資料等も配付されていると思いますので、ご参照願います。

地域住民生活等緊急支援のための交付金についてという説明もございました。こちらも国の政策ですので、それに村としてどのように対応していくかというふうな説明がされております。議会中でも審議していただければと思います。

以上、報告終わります。

議長（萩原達雄君） 以上で、諸般の報告を終わります。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（萩原達雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第115条の規定により、6番赤間しづ江君、7番高橋浩之君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

議長（萩原達雄君） 次、日程第2、会期の決定を議題といたします。

本件について、議会運営委員長に委員会の報告を求めます。佐々木金彌委員長、登壇願います。

〔議会運営委員長 佐々木金彌君 登壇〕

議会運営委員長（佐々木金彌君） おはようございます。

本日招集されました平成27年第1回大衡村議会定例会の運営に関しまして、去る2月27日に議会運営委員会を開催しておりますので、その結果について報告いたします。

本定例会に付議されました案件は、村長提出案件が33件であります。内訳は、諮詢1件、専決処分の承認が1件、条例の制定5件、条例の一部改正8件、条例の廃止3件、財産の無償譲渡1件、平成26年度各種会計の補正予算が6件、平成27年度各種会計予算を定めることについてが8件であります。

なお、発議は1件で、大衡村議会委員会条例の一部を改正する条例の制定であります。

議案審議に先立ちまして、一般質問を行うこととしておりますが、一般質問は7名の議員から、9問について質問が通告されております。

今回は、予算審議についての特別委員会を設置することで、議長を除く全議員によって予算審査特別委員会を設置することとしております。

定例会の会期につきましては、日程表のとおり、3月10日、11日及び19日に本会議を開催して、予算審査特別委員会は3月13日、16日、17日、19日の予定であります。したがって、日程は本日から3月19日までであります、19日は予算審査特別委員会の最終日として、総括質疑及び採決を行いたいと思います。

そして、予算審査特別委員会終了後に本会議を開いて、予算審査特別委員会の報告、各種会計についての採決を行い、その他議案を審査して、定例会閉会となります。

以上の議案審議でありますので、本定例会の会期は本日から19日までの10日間とすべきものと決定したものであります。

以上、議会運営委員会の結果報告といたします。

議長（萩原達雄君） お諮りいたします。本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり、本日から3月19日までの10日間とすることにご異議ございませんか。

〔異議なし多数〕

議長（萩原達雄君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月19日までの10日間に決定いたしました。

日程第3 施政方針

議長（萩原達雄君） 次、日程第3、施政方針並びに提案理由の説明を求めます。村長、登壇願います。

〔村長 跡部昌洋君 登壇〕

村長（跡部昌洋君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから、施政方針等々の、大変長く時間がかかりますので、少しリラックスして聞いていただきたいと思いますけれども。

本日、ここに平成27年第1回大衡村村議会定例会を招集しましたところ、議員の皆様方には、公私ともにご多用にもかかわらずご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

平成27年度の一般会計予算を初めとする提出議案をご審議に当たり、村政運営の考え方と議案の概要について、議員の皆様方にご説明をさせていただき、なお一層のご理解とご協力をお願い申し上げたいというふうに思っております。

なお、大変多くのページがありますので、漢字の読み間違い、あるいは行の間違い等々もなきにしもあらずでございますので、そのときはそれなりに読んでいただきたいと思います。

まずもって、昨夜は本当に珍しいぐらいの豪雨で、皆様方も大変びっくりしたんじやないかなと。もう田んぼのほうは、代かきしたみたいに水が多くあります、本当に今の時期にしては珍しいなど、そんな感じもした昨夜でございました。

また、ことしは戦後70年という年を迎えて、きのう、テレビ番組で、当時の米軍が写したものを、恐らく皆さん方もごらんになったと思いますけれども、あのビデオを見て、本当に戦争というのはこんなにもかということを私も改めて、きのう、ビデオを見まして、大変戦争というのはひどいものだなということを感じさせられました。

まず、そういう戦後70年になる年でありますけれども、大衡村で、皆さん方にちょっとご報告をしたいと思います。

大衡村の小学校4年生の子供が、大衡村の駒場に住まわれている川原田望君という方ですけれども、後で村の広報にも挙がりますけれども、国土交通大臣賞を受けました。先月の2月16日ですね。もうごらんだと思いますけれども、本当にすばらしいですよね。2,000ぐらいの応募があったようですけれども、その2,000の中で、この小さな5,700人足らずの村の子供が大臣賞を受けたということも、私たちは本当のこの子供たちの元気さ、そしてこの頑張りだというのも大変高く評価をして、それと同時に大衡村をPRしていただいたなということで感謝を申し上げたいと思いますけれども、皆様方もぜひ、この写真などを見ていただきたいなというふうに思っております。

さて、未曾有の被害をもたらした東日本大震災の発生から、あしたで丸4年になります。沿岸部の復興事業は遅々として進まない状況にあり、災害公営住宅は整備されつつあるものの、けさほどもテレビでもその模様を映しておりましたけれども、いまだに被災された方々が仮設住宅での生活を余儀なくされており、本村にも9世帯の方々がまだ避難をされている現状であります、同じ被災地でもありますが、内陸の自治体として、継続して復旧・復興に向けての役割を果たしてまいる考えであります。

政府は、大震災からの復興を加速させるとともに、デフレからの脱却を確実なものとし、経済再生と財政再建の双方を同時に実現し、設備投資の増加や雇用環境のさらなる改善につなげ、地域経済も含めた好循環の拡大を実現させるとしておりますが、昨年4月に消費税が引き上げられた反動によるものか、消費は抑制され、地方では現時点においても、景

気動向は改善の兆しが見えない状況にあります。

このような現状を鑑み、政府は地域の実情に配慮し、景気の脆弱な部分への対応を行う観点から、現在の経済情勢等のもとで厳しい状況にある生活者・事業者への支援を行い、地方の消費喚起や地方経済の活性化などを図るとともに、エネルギーコスト対策や住民市場等を活性化させるための施策などを実施するための補正予算を編成し、2月に成立したところであります。今回の補正予算は、地域に直結したものでありますので、村としても内容も十分精査しながら、村民の皆様方の生活環境の充実に取り組んでまいりたいと、このように考えております。

当初予算の編成方針でありますけれども、国の財政状況は、人口の減少や高齢化率の上昇などを起因とした歳入歳出の不均衡による恒常的な歳出の増加に加え、東日本大震災を初めとした自然災害への対応による財政赤字が継続しております。

ことし、今年度末の国と地方を合わせた長期債務残高は1,010兆円、GDPと対比し202%となる見込みで、依然として極めて厳しい状況にあるため、政府はデフレ脱却、経済再生と財政健全化の両立を実現するため、引き続き「三本の矢」を一体的に推進しながら、予算面では、裁量的経費のみならず義務的経費も含め、聖域を設けずに大胆に歳出を見直し、無駄を最大限縮減し、所得増加に伴う経済の好循環と、民需主導の持続的な経済成長を促す政策の重点化を図るとしております。

このような方針を踏まえた結果、東日本大震災の復旧・復興分を省いた国の平成27年度地方財政計画の規模は85兆2,710億円で、前年度対比して1兆9,103億円の増加となっております。

なお、地方交付税は16兆7,548億円、0.8%の減となるとともに、臨時財政対策債も4兆5,250億円、19.1%の減となり、この2つの合計した実質的な交付税は21兆2,798億円、5.34%の減となります。

平成27年度の予算は、塩浪地区宅地造成事業や小中学校への太陽光発電設備導入事業などにより、昨年に引き続き大型の予算となります。

村税は、国の見通しで7.1%増となっておりますが、実績などを勘案しながら2.6%の増を見込んでおります。税収の確保につきましては、課税客体の的確な把握に努めるとともに、宮城県地方税滞納整理機構と連携を図りながら、徴収技術の向上に努めながら、滞納税額の縮減に努めてまいりたいと、このように考えております。

地方交付税は、国の予算では0.8%の減となっておりますが、普通交付税につきまして

は、基準財政収入額の増加を見込み、15.3%の減額として、特別交付税につきましても、算定対象事業の減から2,000万円を減額し、前年度と対比して11.8%の減で計上しております。

また、臨時財政対策債につきましては、地方債計画では19.1%の減となっておりますが、前年度の配分実績から、前年同様の予算を計上しております。

その結果、平成27年度一般会計当初予算（案）は、総額40億4,000万円で、前年度の予算と対比しますと1億4,000万円の減額となる予算編成をしたものでございます。

次に、各種会計の当初予算についてであります。

国民健康保険事業勘定特別会計は、前年度対比19.5%増の6億1,843万1,000円、下水道事業特別会計は3.2%減の2億7,061万3,000円、介護保険事業勘定特別会計は0.2%減の4億7,511万1,000円、戸別合併浄化槽特別会計は12.5%増の4,477万7,000円、後期高齢者医療特別会計は1.0%減の5,187万4,000円、今年度創設しました宅地造成事業特別会計は5億2,423万2,000円となっております。

水道事業当初予算（案）は、3条予算が3.5%増の2億4,316万9,000円、4条予算が5.2%増の1,604万5,000円となり、8会計の総額は62億8,425万2,000円で、前年度と対比しますと4億8,862万5,000円の増で、率にして8.4%の増となる予算を編成をいたしました。

第5次大衡村総合計画の施策の方針でありますけれども、昨年の稻作につきましては、県内の作況指数が105の「やや良」となり、一等米比率は約93%と、収量・品質ともに豊作であったことは、稻作農家の皆様にとりましては大変喜ばしいことでしたが、一方で、主力品種である「ひとめぼれ」の概算金が60キロ当たり8,400円と、前年度と比べて25%も大幅に下落し、また、経営所得安定対策の交付金、10アール当たり1万5,000円から7,500円に半減されたことも重なり、経営的に非常に厳しい状況になったことは、稻作意欲の減退による今後の農業経営の維持に大きく影響するのではないかと、そのように憂慮にたえないとところでございます。

このような状況から、農家の皆様方の経営安定に少しでもお役に立てればと、昨年12月に、60キロ当たり400円の米価下落緊急対策助成金を交付させていただきましたが、農家の皆様方からは「非常に助かった」という声が寄せられており、厳しい財政の中でありましたが、実施してよかったですと、このように思っているところでございます。

日本の農業は、官僚主導による農政の大改革が行われ、40年以上続いてきた国による米

の生産調整が、平成30年度に廃止されることになっております。

また、アベノミクスにおける「攻めの農林水産業」では、小規模の農業者中心の経営から、地域の担い手に農地を集約し、規模拡大によるコストの削減を図るとともに、競争力の高い農業の産業化により一層推進し、経済的な農業の確保を図ること、経営マインドを持ったやる気ある担い手が安心と希望を持って活躍できる環境を整えることで、農業農村の所得倍増を実現するとしておりますが、TPP交渉では、ミニマムアクセスの枠外で主食用に特別枠が検討されるなど、大変予断を許さない状況じゃないかなと、このようにも思っております。

平成27年産米の全国生産目標数量につきましては、消費量の減少など米の需要状況を踏まえながら、平成26年産米の作柄確定によりまして、14万トン減の751万トンに決定し、宮城県には、対前年度と比べ1万3,803トン少ない34万8,620トンが配分をされ、これに伴いまして、本村には112トン少ない3,263トンの生産目標数量が示されたところであります。面積に換算しますと、村全体では約1,071ヘクタールの基本面積のうち、作付できる面積が634ヘクタールとなっており、生産調整水田は約435ヘクタールで、対前年と比べて24ヘクタールの増となっております。

転作率は40.6%となり、さらに米価下落の原因となっている民間在庫量を減らして価格の安定を図るため、新たに自主的取り組み参考値が設定されたことによりまして、転作面積は努力目標を含めた、合計で34ヘクタール増の445ヘクタールと、このようになる見込みであります。

転作面積がふえることに対してまして、国では主食用品種での肥料用米の作付による対応方針が示され、また、肥料用米の出荷につきましても、生産者と全農が直接契約して、全農が出荷などの業務を地元のJAに委託して行うスキームを新たに設置し、作付への誘導を図っていくこととしております。

県の農業再生協議会においても、産地交付金の県設置枠で新たに肥料用米などの取り組みに対する支援策を設けることとしており、主食用品種による肥料用米への交付などの誘導方針が決定されたところでもあります。

しかしながら、現状では、JAあさひなにおける肥料米の出荷につきましては、1トンパックのみの対応しかとれないとのことから、新たに取り組もうとする場合はトンパックに対応する施設の整備などが必要となりますので、県や国の方向性と現場での乖離が生じておるというのが現実であります。今後さらに検討が必要になると、こんなにも考えて

おります。

日本型直接支払につきましては、農業の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域活動や営農活動に係る助成制度として、平成26年度産は国の予算措置として始まったものであります。平成27年度からは、「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づき、安定的制度となったところであります。

平成26年度産は、村内8地区において活動組織が発足し、農地や水、農道などの地域資源の基礎的な保全活動を協同で実施しており、平成27年は新たに2つの地区において組織化が検討されているという話も聞いておりますので、村としても地域の農地などの健全な維持管理と環境保全、農家の皆様方の所得の確保に資するこれからの活動を積極的に支援してまいります。

農業構造の改革と生産コストの削減による農業の競争力を強化し、農業を維持可能なものとするための制度として、平成26年度から農地中間管理事業が開始され、これまで6件の農地の借り受け希望者の募集が行われましたが、本村では現在、農業生産法人3団体と認定農業者2名が借り受け申し込みを行っております。

なお、この農地中間管理機構に農地を貸し付ける出し手に対して、経営転換協力金や耕作者集積協力金などの助成措置がありますので、制度の有効活用を推進してまいりたいと、このように考えております。

J Aあさひな管内で普及推進に取り組んでおります「郷の有機特別栽培米」と環境保全米のCタイプの作付につきましては、時代のニーズに合わせた食の安全・安心確保の観点からも、生産者を引き続き支援してまいります。

従来からの本村独自施策として、認定農業者や集落営農組織への設備投資、組織立ち上げに対する無利子貸付制度や小規模基盤整備及び畠地化整備に対する支援なども引き続き実施してまいります。

また、収益率の高い野菜などの生産を振興し、農産物直売所「万葉・おおひら館」への出荷を促進するとともに、農業の担い手を支援するために平成26年度から実施している農業用ビニールハウスの設置に対する助成事業も、継続しながら利用拡大を図ってまいります。

畜産につきましては、J Aあさひなが管内で生産された子牛が品質がよいことから、素牛市場価格は高い水準で顕著に推進されておりますが、配合肥料の価格は高どまりしており、依然として厳しい状況にありますので、管内肥育素牛販売促進対策事業による和牛の

産地確立と品質の底上げを図るとともに、繁殖牛導入に係る基金貸付事業や雌牛登録事業、自家保留牛対策事業なども継続し、畜産経営を支援してまいります。

平成29年に宮城県で開催される、和牛のオリンピックと言われる第11回全国和牛能力共進会に向け、宮城県実行委員会での準備が着々と進められており、開催県として上位入賞を果たすため、県内の生産和牛の品質向上を図る出品牛対策として、肉牛の部の交配が昨年11月から本格的に始まっておりますので、村としても、宮城県、JAあさひなと連携を図りながら、品質の向上に努めてまいります。

特用林産物である原木シイタケ（露地物）につきましては、福島原発事故による放射性物質汚染により、平成24年5月18日から出荷制限されております。また、施設物につきましても、市場に流通したシイタケから基準値を超える放射性物質が検出されたことによって、平成25年12月18日から出荷自粛の状態が継続しておりますが、原木シイタケの出荷再開に向け県で策定した「きのこ栽培における放射能対策作業マニュアル」に基づき、出荷自粛解除に向けた取り組みを行う生産者を、県と連携を図りながら支援してまいります。

福島原発事故による8,000ベクレル未満の汚染牧草の一部保管事業につきましては、集積地区行政における住民説明会の開催を行い、地元のご理解とご協力をいただきながら事業を実施しており、現在対象となる4農家のうち、3農家分の集積作業が終わりましたので、残り1農家の事業完了に向け進捗を図ってまいりたいと、このように考えております。

また、集積汚染牧草の管理につきましては、定期的な見回りや放射線測定を行い、測定結果公表などにより、周辺住民の皆様方への情報提供に努めてまいります。

なお、これらの廃棄物は、県内各市町村において一般廃棄物として処理するものであり、最終的には黒川地域行政事務組合環境管理センターにおいて焼却処分となりますので、今後の焼却炉の新設計画をも見据えながら処分時期を検討してまいりたいと、このように考えております。

林業の振興につきましては、「大衡村の公共建築物における木材利用の促進に関する法律」に基づき、県内の間伐材でつくった「宮城県グリーン製品」に指定されている工事看板を使うなど、積極的に推進してまいります。

また、平成27年度も、県の市町村振興総合補助金事業の「宮城の松林健全化事業」により松くい虫防除を行いながら、森林環境の保全に努めてまいります。

有害鳥獣対策につきましては、イノシシによる災害が年々拡大している状況にありますので、イノシシ捕獲用くくりわなを導入し、県の猟友会黒川支部大衡分隊と連携を図りな

がら駆除を行い、農産物被害の未然防止を図ってまいります。

農業用施設の基盤整備につきましては、年次計画により、宮城県王城寺原補償工事事務所において、防衛省の障害防止対策事業として継続的に整備、促進を図っていただいておりますが、平成27年度は、中島及び西沢ため池の整備、金洗堰用排水路、持足及び寺沢用排水路の整備、金堰1号ため池の用地測量、尾無堰用水路及び雁又線支線用水路の基本設計を行う予定になっております。

なお、善川水系の神明堰及び埋川水系の本間石堰など7つの堰の改修事業につきましては、引き続き2期地区として全体計画調査業務が実施されており、事業採択に向けて関係期間との調整を進めていただく予定になっております。

村主体の事業であります宮沢用排水路の整備につきましては、一部整備が完了したところでありますが、県補償工事事務所がやる西沢ため池整備事業の進捗状況を見ながら、今後の整備時期を検討してまいりたいと、このように思っております。

工業について。

村民の雇用の機会の創出や地域経済の活性化、自主財源確保につながる企業誘致につきましては、自動車関連等の製造業を中心に村内への立地が進展しており、昨年は第二仙台北部中核工業団地に、太陽光パネルを製造するソーラーフロンティア株式会社東北工場と産業用ガス関連の東横化学株式会社の立地が決定し、両者ともにことし4月の操業開始に向けて、現在順調に建設工事が進められているところであります。

第一北部工業団地、第二北部工業団地で組織している大栄会というのがあるんですけれども、その大栄会にもですね、当初は、今からもう十数年前ですと20社いたかいなかつたのが、今50社になったということで、それだけこの第一、第二の工業団地への立地が進んできているということでございます。

ソーラーフロンティア株式会社の本村への立地は、東日本大震災後の宮城県への企業立地としては最大規模であります、本県そして東北の震災復興を大きく後押ししていただけるものと期待をしているところであります。

現在、本村に立地している各企業は、総じて順調に操業されており、今後も引き継ぎ企業各社への全面的な支援を行いながら、裾野の広い自動車関連産業を中心とした企業誘致や村内の既存事業所などとの効果的な連携方策を探るべく、きめ細かな対応に努めてまいります。

また、企業誘致による税収は、村内インフラなどの整備、住民の福祉、教育の向上、農

業振興などへの村の村政運営全般に生かされているものと確信しておりますし、企業誘致への先行投資は、後年度の財政の健全化には必要不可欠なものとなりますので、引き続き本村の立地環境を広くPRするトップセールスに努めてまいりたいというふうに思っております。

自動車関連を初めとする村内の各事業所は、本村及び県内の広域的な雇用の受け皿として地域経済の活性化に重要な役割を担っており、本村では商工関係団体と連携をしながら、懇談会の開催や関東・関西における本村との交流を継続し、本村への要望などを伺いながら、なお一層の安定経営と隆盛の一助を担うべく努力してまいります。

また、村内事業所への本村の出身者を含め、新規学卒者などの就業・就職支援の一環として、県内の高校や専門学校の進路指導担当の先生方を交えての「インダストリアル・ツアーア」を継続開催しながら、学校と企業との現状や意向などの相互理解と情報共有により、よりよい就職・企業活動を展開できるよう、一層の支援をしてまいります。

新エネルギーについてでありますけれども、「大衡村地域新エネルギービジョン」のさらなる具現化のために、平成23年3月に策定した「大衡村バイオマスタウン構想」は、村内におけるさまざまなエネルギーを見直すとともに、再生可能な有機性資源を利活用しながら、地球温暖化防止やCO₂削減などの環境負荷の低減を促し、環境に優しい地域資源の循環のまちづくりを進めながら、新エネルギー戦略室から各種情報を引き続き発信してまいります。

現在、家庭からの廃食用油の回収事業は、バイオディーゼル燃料に変換製造され、本村の公用車や農業生産者の農業機械用燃料として利活用されており、今後もさらなる利用拡大に向けて推進してまいります。

また、家庭から出る生ごみ分別収集堆肥の実証事業は、衡中東地区の皆さん方にご協力をいただきて実施しており、各地区の花いっぱい運動や村内の農家や企業、一般家庭の家庭菜園などで幅広く利用されており、今後も引き続き普及活動を図ってまいりたいと。村民の皆様方の身の回りにある廃食用油や生ごみなどの資源化エネルギーの地産地消を、バイオマスタウン構想の主眼である住民運動として、今後もなお一層啓発に努めてまいりたいと、このように思っております。

これらの新エネルギーについても、先日の会議もありまして、これもやはりもっともつと継続して、これはやっていくべきだという意見がもう全会一致でありましたので、これらの実現も、これからも大衡ならではの新エネルギー、こういうものもPRしながら進め

てまいりたいと、このように考えております。

さらには、現在、トヨタ自動車が中核となって展開している「F－グリッド構想」と連携し、環境に配慮した安全・安心・快適なまちづくりを推進するため、低炭素社会の構築、再生可能エネルギーの推進、防災対策の強化などに主眼を置いた地域コミュニティーのスマート化を促進する「大衡村スマートコミュニティ構想」の具体化に向けて検討してまいります。

合併して9年目を迎えるくろかわ商工会の運営支援につきましては、合併効果が発揮され、会員への的確な経済指導ができるよう、引き続き郡内3町と連携を図りながら、商工業の振興に向け商工会への支援と協力を継続するとともに、自動車関連産業を初め、企業と商工業、そして観光産業の連携により、波及効果が少しでも具現化するよう鋭意努めてまいりたいと、このように考えております。

万葉クリエートパークや、おおひら万葉パークゴルフ場、昭和万葉の森、達居森遊歩道と牛野ダム湖畔自然公園などの本村固有の環境資源に加え、立地企業の増加により今後も本村を訪れる方々がますます増加するものと、このように考えております。

また、平成24年8月にオープンした農産物展示販売所「万葉・おおひら館」は、村内・県内の農畜産物を初め、水産物も含めた県内のアンテナショップとして運営されており、販売所から県内・全国へ情報や元気を発信してまいりますとともに、民営化による買い物や食事ができる地域活性化の交流施設としても、新しい観光環境の醸成に努めながら、交流人口、今大分ふえておりますので、ますます増加、ふえるように図ってまいりたいというふうに思っております。

なお、本年4月から9月までの3カ月間にわたって県内一円で実施されております「仙台・宮城『伊達な旅』キャンペーン2015」では、本村への観光人口をふやすべく、誘客に努めてまいります。

万葉クリエートパーク並びにパークゴルフ場につきましては、指定管理者の適切な管理のもと、県内外から多くの皆様方に利用していただいております。公園整備後10年が経過し、老朽化した設備もあることから、公園施設長寿命化計画に基づいて、補助事業で年次的に施設の更新、あるいは修繕などを計画してまいりたいと、このように思っております。

「みんなで協力し、地域を支え合う福祉のまちづくり」と題しまして、万葉すぐすく子育てサポート事業につきましては、出生から中学生までの子供の医療費完全無料化を維持し、次世代を担う子供たちが健やかに成長することを願い、安心して子育てができる環境

づくりの充実に引き続き取り組んでまいります。

高齢者社会につきましては、団塊の世代が65歳以上の前期高齢者となり、「2015年問題」とも言われる年を迎えております。その方々が後期高齢者となる2025年を10年後に控え、高齢化の進展とともに、ひとり暮らしの高齢者・夫婦のみの世帯が増加し、医療や介護の需要がさらに見込まれる中で、高齢者を取り巻く環境も変化しつつありますので、大衡村高齢者福祉計画及び第6期介護保険事業計画に基づいた、介護・医療・予防・生活支援などのサービスが切れ目なく一体的に提供され、高齢者が住みなれた地域で自立した日常生活が送られるよう、引き続き環境整備を充実させてまいります。

児童福祉につきましては、子供や子育てを取り巻く社会環境の変化に対応するため、4月より「子ども・子育て支援制度」が施行されることから、村では「大衡村子ども・子育て支援事業計画」に基づき、子供の最善の利益の実現、自助・共助・公助により地域全体で子供や子育て家庭を支える社会の構築を目指してまいります。

「おおひら万葉こども園」は、新制度により新たな幼保連携型認定こども園として、引き続き本村の掲げる待機児童ゼロを実現し、子供が健やかに育つ環境づくりを推進するために、通常保育に加え、従来より実施している延長保育・一時預かり保育・障害児童保育などに対し補助を継続するなどとともに、新制度により新たに保護者が負担すべき利用者負担額のうち、保育料以外の給食費、教材費などへの助成を行うなど、教育・保育環境の向上を図るために所要の措置を講じながら、子供と子育てを支援してまいります。

児童館につきましては、連日120人以上の来館数となっており、指定管理者による管理運営では、児童厚生1級特別指導員が1名、1級指導員が1名、2級指導員が2名と、さらには取得予定者が1名の専従スタッフ5名を配置し、児童の健全育成に万全の体制で臨んでおるようありますので、今後とも種々の自主事業の実施や職員の資質向上、環境の整備を図りながら、遊びを通して児童の健康増進と豊かな情操を育むよう、努力に努めてまいります。

なお、親などから子供への虐待が全国的に深刻な社会問題となっておりますが、本村では、宮城県中央児童相談所を初め各関係部署との連携を密に図りながら、虐待防止連絡協議会及びケース会議を通し、子供の保育と支援及び保護者支援に取り組んでまいります。

障がい者福祉につきましては、障害者総合支援法に基づき、障がいを持たれた方々が自立した生活が送られるよう、障害者自立支援給付事業、地域生活支援事業を通して日常生活を支援しながら、各種障害福祉サービスや相談事業の充実、村独自の事業であります

「利用者負担額助成事業」及び「障害児子育て支援事業」を継続するとともに、地域活動支援センターの充実を図りながら、障がい者の地域活動の推進に取り組んでまいります。

また、第2次障害者基本計画、第4次障害者基本計画に基づき、必要とされる障害福祉サービスの量の確保と、その提供基盤となる施設整備の促進とあわせて、黒川地域自立支援協議会の活動を活発化させ、就労機会の拡大を図りながら、社会参加を促進してまいります。

保健行政の疾病予防、母子保健、環境衛生などは、健康保持増進のため積極的に取り組むべき活動で、村民誰もが健康な生活を願うものであります、特に母子保健につきましては、妊婦健診の公費助成の継続並びに「万葉赤ちゃん誕生サポート事業」の制度を拡充させて、安心して子供を産み育てられる環境づくりに努めてまいります。

国民健康保険事業につきましては、国保財政基盤の安定化を最優先課題として、さらなる医療費適正化を図るとともに、被保険者の健全な生活習慣の確立に向け、普及啓蒙活動に努めてまいります。

また、新たに創設された医療介護総合確保推進法では、地域における医療と介護の連携を図るとともに、基本的な方針の策定や地域支援の拡充とあわせ、訪問介護などの予防給付が地域支援事業へ移行されますので、制度の円滑な運営に向け情報の収集に努めてまいります。

国保会計予算につきましては、現行の保険税率を維持し、繰り出し基金に基づく一般会計、財政調整基金からの繰り入れによって国保財政の健全化に努めて、維持可能な国保体制の構築を図ってまいります。

また、40歳から74歳までを対象とする特定健康診査及び特定保健指導につきましては、第2期医療費適正化実施計画に基づき、生活習慣病の予防や早期発見のため、受診体制を充実させて、未受診者への積極的な勧奨を行い、受診率の向上を図るとともに、医療費の適正化に努めてまいります。

後期高齢者医療制度につきましては、対象者の大幅増加により、1人当たりの医療費も年々増加の傾向にあります。医療費抑制が強く求められており、宮城県後期高齢者医療広域連合では、被保険者の生活習慣病疾患の発症、あるいは重症化予防や心身機能低下防止のため、被保険者の医療情報や健康診査情報などを活用しながら、効果的な保健事業を実施するための計画を策定することにしております。

特定健康診査並びに75歳以上の後期高齢者診査につきましては、引き続き受診率の向上

に努めるとともに、県内上位に位置する肥満者、メタボリックシンドrome該当者割合の改善を図るため、健診結果説明会や健康づくりセミナー開催を継続し、健康増進計画「第2次おおひら健康プラン21」に基づき、「健康で幸せを実現できるまちづくり」を基本理念に、村民一人一人が自分の健康は自分で守るという意識を持って、積極的に疾病予防、健康増進にも取り組めるよう支援してまいります。

また、運動は、生活習慣病の改善予防効果や認知症予防などに有効であることから、運動習慣の定着を重点課題とし、健康づくり事業として「運動普及サポーター」を増員し、各団体や地域で、あと10分多く歩くことで運動量の増加に努めることを広く啓発してまいります。

65歳以上の介護保険第1号被保険者に対し、介護保険法に基づき生活機能評価を行い、その結果を受けて、運動機能向上、認知症予防、栄養改善、口腔機能向上、閉じこもり予防などの介護予防事業を引き続き実施してまいります。

昭和56年から、日本人の死亡の第1位となるがん対策につきましては、国県を挙げてさまざまな取り組みがされておりますが、村としては従来から行っております各種がん検診への積極的な受診勧奨を行い、がん検診推進事業を初め、働く世代の女性支援のためのがん検診未受診者対策緊急支援事業や、新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業により受診率向上に力を入れて、検診が村民の皆様にとって、より効果的で有益になるよう、関係機関との連携を強化し、万全の態勢で臨んでまいります。

健全な心身と豊かな人間性を育むための「食育」につきましては、第1次大衡村食育推進計画の最終年度を迎えることから、5カ年にわたる各ライフステージの検証を行い、引き続き幼児期から思春期時期のライフステージに焦点を当て、第2次大衡村食育推進計画に反映をさせて、健康水準の向上に努めてまいります。

感染症予防対策につきましては、毒性の強い新型インフルエンザが流行した場合、「大衡村新型インフルエンザ行動計画」にのっとり、感染拡大の防止対策に万全を期すとともに、村民の皆様方の備えなどにつきましても隨時啓発してまいります。

議長（萩原達雄君） ここで休憩いたします。

再開を11時15分といたします。

午前11時05分 休憩

午前11時16分 再開

議長（萩原達雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

村長の施政方針演説を続けます。

〔村長 跡部昌洋君 登壇〕

村長（跡部昌洋君） 続けさせていただきたいと思いますが、教育委員会に関する、教育委員会のやつは後から、後に教育長から方針を述べさせていただきますので、「みんなが暮らしやすいまちづくり」、ここから始めたいと思います。

議長（萩原達雄君） 何ページだっけ。51ページだそうです。

村長（跡部昌洋君） はい、51ページです。

土地利用について。

商業施設、医療施設、福祉施設、住宅用地等の生活利便施設が集積した新たな拠点として整備する「大衡村中心市街地整備基本計画」は、ときわ台団地・平林地区計画区域と五反田・亀岡地区計画区域の間に位置する中央地区、約40ヘクタールの国道4号線沿いのうち、東部地区の約20ヘクタールにつきましては区画整理事業を想定し、また国道457号線沿い沿道の西部地区、14ヘクタールにつきましては、地区計画を想定しております。計画区画整理事業区域につきましては、地権者説明会及びアンケート調査を既に実施しておりますが、発起人会及び組合設立準備会の設立に向けた説明会、研修会などを開催し、機運を高めてまいりたいと、このように思っております。

また、仙塩広域都市計画の平成28年度定期見直し時に、市街化区域編入を図るべく、県の都市計画基礎調査に対応するとともに、農業振興地域整備計画の変更に向け、関係機関との協議を重ねてまいります。

市街地整備につきましては、万葉クリエートパークと第二仙台北部中核工業団地に隣接する地域活性化交流施設の整備は、温浴、レストラン、宿泊、健康増進、コンビニ、農産物展示販売施設などの整備計画を想定しておりますが、未着工エリアの施設整備につきましては、これまで検討してきた内容を踏まえ、住民のニーズを的確に把握しながら、住民を初め、公園来園者、企業関係者にも喜ばれる、より多くの皆様方に利用していただけるような施設の整備と、整備手法や管理運営形態を含め検討を重ね、地域の活性化を目指してまいります。

交通体系でありますけれども、東北自動車道の大衡インターチェンジは、仙台北部中核工業団地を初め、村内事業所への物流や従業員の通勤、そして村民の皆様方の重要な交通インフラとして連日多くの利用台数があり、インターの開通が毎日の仕事や生活に大きく

貢献しておりますので、今後とも利用促進のための啓発に努めてまいります。

大衡中学校から大崎市境までの約5キロの区間の国道4号の4車線化につきましては、昨年から国の計画段階評価が行われており、既に2回の意見聴取が実施され、現道の課題整備を行い、その結果、2つのルート案が示され、第2回のアンケートの結果により、3月中旬に開催見込みの社会資本整備審議会、道路分科会東北地方小委員会の審議を経て対応方針が決定される段階となっております。その後、都市計画決定などの手続が必要となつてまいりますが、大崎市長が会長である国道4号拡幅改良建設促進期成同盟会と村が一丸となって強力に要望活動を実施し、早期新規事業採択を推進してまいりたいと、このように思います。

県道大衡仙台線につきましては、仙台市中心部に仙台北部中核工業団地群を結びながら、自動車産業の集積による工業団地への通勤や企業活動のインフラとして、県が目指す「富県宮城」の実現にとりましても重要な路線であり、現在は宮床工区において工事中であり、事業の進捗が図られておりますが、大衡区間につきましては、いまだに県の計画に乗っていない状況にありますので、早期に事業が採択されるよう要望を継続してまいりたいというふうに思っております。

村道の整備につきましては、後年度に交付税による措置があるなどの財政的にメリットがある各種補助事業等を取り入れ、健全財政の維持に配慮しつつ実施することを基本とし、国土交通省防災安全交付金を活用した奥田大森線改良舗装事業及び尾西中山線改良舗装事業、辺地債を活用した大瓜南側線改良舗装事業の実施を予定しております。

また、老朽化などによる橋梁の安全性確保の観点から、近接目視点検が義務化されたことによりまして、計画的な点検を行うとともに、橋梁長寿命化計画に基づき、安全性の高い良好な道路交通環境整備を図ってまいります。

通学路の安全確保につきましては、3月に策定予定の通学路の安全確保に関する取り組みの方針である「通学路交通安全プログラム」に基づき、道路管理者、教育委員会及び警察等関係機関による合同点検を定期的に実施し、必要に応じた安全対策を講じてまいります。

また、案内板や標識、道路照明灯などの道路附属物につきましては、道路パトロールなどの実施によって、円滑な道路交通に支障が生じないよう、適宜適切な維持管理に努めてまいります。

平成24年4月から、大崎市と本村が共同運行する代替バス「三本木・大衡線」と村の万

葉バス及びミヤコーバスの代替バス駒場線は、通学・通院・通勤・買い物などに有効に活用されており、今後も村民の皆様方の交通の利便性確保を図るため、運行の確実な維持に努めてまいります。

本村の公式ホームページを最大限に活用し、各種行政サービスに関する情報提供を進めるとともに、本村の現状の姿をできるだけ詳細に理解していただくため、適時的確な情報発信に努めてまいります。

また、社会保障と税の各制度における効率性・透明性の向上を図り、給付や負担の公平性を確保することを目的とした個人番号制度が平成28年1月から運行開始されますので、新制度に対応した電子自治体として高度な電子行政サービスを提供するとともに、円滑な運行開始に向け、制度の周知徹底を図ってまいります。

宮城県住宅供給公社の住宅団地「ときわ台」92区画は完売となり、そのうち未着工の宅地は2戸であります。現在350名の方々が居住されております。このように、当初の分譲計画を大幅に超えての住宅着工となっておりますので、ときわ台団地にお住まいの方々のコミュニティ形成の一助とするため、平成27年度において集会所を建築する予定といたしております。

また、平林地区や五反田・亀岡地区の地区計画区域内においても、民間による宅地造成等が施工され、順調に戸建て住宅が新築状況にあり、さらに複数の建て売り分譲住宅用地造成計画があることなどから、良質な住宅地整備に向けて誘導してまいります。

企業立地等による住宅需要を背景に、塩浪地区の村有地約6ヘクタールに新たな住宅団地の整備計画を、村が事業主体となって平成27年度に住宅造成事業特別会計を創設し、施行してまいります。平成27年度においては、早々に造成工事並びに調整池、流末水路工事に着手し、早期の分譲開始を目指し事業を展開してまいります。

村営住宅につきましては、昭和54年度から平成7年度までに9棟150戸を整備したものですが、各棟とも経年劣化等による老朽化が進行しており、村営住宅の改修につきましては、村営住宅等の長寿命化計画に基づき、国の補助事業の採択を受けながら計画的に実施することを基本とするとともに、入居者の居住環境が低下しないよう、適切な維持管理に努めてまいります。

なお、平成27年度は、定住促進住宅2号棟の外壁クラック等の修繕を含めた塗装工事を実施する予定であります。

水道事業につきましては、法の精神にのっとり、清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、

もって公衆衛生の向上と生活環境の改善とともに寄与してまいります。

大崎広域水道用水供給事業からの受水費においては、県との留保水量の措置が平成27年度において最終年度となることや、水道用水供給料金が平成27年度から減額されること、給水収益においても1桁台の伸びがあることから、中長期の経営計画を策定して健全経営に努めてまいります。

下水道事業につきましては、水洗化率83.1%となっており、さらに水洗化の啓蒙に努めてまいります。また、施設の長寿命化計画に基づいて、下水環境やポンプ場施設の良好な維持管理に努めてまいります。

戸別合併浄化槽設置事業につきましては、水洗化率が61.8%となっており、現在323基を管理しており、本年度は新たに設置戸数が10戸を予定しており、生活環境の改善と水質保全に努めてまいります。このことによって、公共下水道合併浄化槽による汚水処理人口普及率は74.3%となります。

一般廃棄物処理につきましては、リデュース・リユース・リサイクルの3Rを推進し、ごみの分別収集の徹底と減量化を図るとともに、不法投棄の監視強化や子供会などによる資源回収奨励金につきましても継続しながら、循環型社会の形成に向けて取り組んでまいります。

環境保全活動につきましては、地球温暖化防止の村民の環境保全意識の高揚を図りながら、環境負荷の少ないまちづくりを推進するため、「万葉クリーンエネルギー導入促進事業」及び「万葉サンサンエネルギー発電普及促進事業」を継続し、クリーンエネルギー導入を推進するとともに、地域の産業振興を図るため、平成27年度より、村内で生産された対象製品への補助金の上乗せを実施してまいります。

また、再生可能エネルギー導入補助金を活用し、小中学校への太陽光発電設備及び蓄電池の導入、みやぎ環境税の充当事業として平成26年度に引き続き庁舎内照明器具のLED化を行い、省エネ及びCO₂削減を図ってまいります。

昨年村内での人身事故件数は、前年に比べて大幅に減少しておりますが、残念ながら11月29日に、国道4号線において死亡事故が発生をしており、死亡事故ゼロは平成22年12月から1,439日で途絶えたわけですが、進出企業の操業などから交通量が著しく増加している本村の交通情勢を鑑み、気持ちを新たに、大和警察署を初め関係機関、団体と連携し、村内から死亡事故をなくすことはもちろんのこと、交通事故そのものを減らすよう、交通安全活動を積極的に推進してまいります。

全国的に凶悪で重大な事件や事故が多発する中、昨年の村内での刑法犯罪件数は前年を1件下回って、警察、防犯協会など関係機関各位の協力により重大な事案の発生は見受けられませんでしたが、一方では、依然として侵入等や車上狙いなどの犯罪が発生しており、また郡内においては、振り込め詐欺により多額の現金をだまし取られた事案も発生しております。村内での犯罪を未然に防止し、村民の皆さん方が安心して暮らせるよう、あらゆる機会を活用し防犯意識の高揚を図るとともに、大和警察署を初め防犯協会や少年保護員、大衡小学校・中学校P T Aなどの関係諸団体と連携を密にしながら、安全・安心なまちづくりに努めてまいります。

消費者行政につきましては、訪問販売や悪質商法、食品表示偽装や製品事故、有害サイト被害などの消費者を取り巻く環境が複雑化したことによって、若年層や高齢者の方々を中心に年々被害が増加している現状にあります。このため、本村では平成25年5月に消費生活相談窓口を開設し、村民の皆様方からの相談や消費者権利を守るための有益な情報を提供できるよう、専門の消費生活相談員を配置し対応しております。村民の皆様方が安心して生活できるよう、消費に関するトラブルを未然に防ぐとともに、迅速な対応ができるよう、体制の充実化に努めてまいります。

昨年の村内の火災発生は6件で、前年と比べて大幅に増加しており、そのうち建物災害は4件発生しております。また、ことし1月には立て続けに2件の建物火災が発生し、1名の方が焼死されるなど、大変痛ましい結果となっております。火災は悪条件が重なれば、一瞬にしてとうとい命や貴重な財産を奪ってしまう恐ろしいものでありますので、今後とも広報紙や無線放送を通じ、火災予防について呼びかけをするとともに、消防団員の機能充実を図りながら、消防署との連携を密にしながら火災予防に万全を期してまいります。

また、平成26年度より、「消防団協力事業所表示制度」を開始し、3社に対して表示証を交付しております。消防団員が活躍・活動するためには、勤務先事業所のご理解がなければ成り立たないのでありますので、平成27年度におきましても、協力事業者の拡充に銳意努めてまいります。

東北地方においては、東日本大震災の余震は減少しておりますが、全国的には南海トラフ地震や首都直下型地震の発生などが予測されており、発生した場合に相当数の人的あるいは物的な被害が想定されますので、国全体に影響を及ぼしかねないものとなっております。

また昨年は、広島において短時間の猛烈な豪雨による大規模な土石流や、御嶽山の噴火

などによって多数の死傷者や行方不明者が発生しております。一昔前まではなじみのなかった「ゲリラ豪雨」や「爆弾低気圧」、そして「竜巻」などの表現からもわかるように、近年の気象状況が明らかに以前とは異なっており、思いがけないときに思いがけない場所で被害に見舞われることが多くなっております。このため、村としても地域住民、関係機関等を交えながら防災訓練を充実させ、災害に備えてまいります。

このような状況を踏まえ、本村では、村内や隣接する市町に進出した企業との災害時における支援協力に関する協定の締結を積極的に行うもので、昨年は仙台コカ・コーラボトリング株式会社、宮城県トラック協会の2団体と支援協力に関する協定を締結をしており、今後も重層的に防災対策を講じてまいります。

陸上自衛隊王城寺原演習場は、村民の皆さん方の深いご理解のもと、自衛隊の訓練の場として安定的に使用されておりますが、沖縄駐留米軍による実弾訓練は、平成27年度は5月から6月にかけて実施されることが発表されました。国に対しては、日ごろからの村民の不安解消による信頼回復の構築はもとより、事件・事故の防止に万全を期すよう要請しておりますので、引き続きご理解とご協力をお願い申し上げます。

また、演習場が起因する障害防止事業を初め、平成26年度は防災行政無線放送設備の全面更新を行っておりますが、村内全域を対象とする諸事業は、今後も関係機関との連携による対策や防衛省の補助事業を積極的に取り入れながら整備促進に努めてまいります。

みんなが主役の新しいまちづくり。

本村単独で進めるより、広域で進めたほうがより効果的・経済的に推進できる事案などにつきましては、「黒川圏広域行政推進協議会」や「仙台都市圏広域行政推進協議会」などにおいて検討しながら、広域行政事業を推進してまいります。

平成22年度からスタートした第5次大衡村総合計画の基本構想・基本計画に基づき、毎年度の実施計画により諸事業を進めておりますが、毎年度進行管理と事業評価検証を行いながら、計画に即した目的達成に努めてまいります。

なお、平成26年度から第5次大衡村総合計画の中間年に当たるため、当初の方針に基づき当初計画の検証や計画の部分的な見直しを行っており、平成27年度以降の後期計画実施につきましては、この中間見直しを加味した計画で進めてまいります。

住民自治を支える根幹である税収の確保につきましては、平成27年度税制改正大綱の趣旨に基づき、各税目の課税客体の的確な把握に努めるとともに、納税者の立場に立ち、公平・透明・納得のもとに適切な業務を執行してまいります。

また、村税などの収納未済額縮減対策につきましては、平成27年度におきましても、府内の対策本部及び幹事会の開催により、収納の推進並びに宮城県地方税滞納整理機構と連携を図りながら、インターネットや市町村合同公売会などに参加するとともに、捜索の実施や担当職員の徴収技術の向上を図り、収納未済額の縮減に努めてまいります。

さらには、仙台北県税務署や黒川郡4町村の徴収担当職員で構成する「チームT.O.T.O」においても、チームメンバーが他町村の職員も兼ねる相互併任制度を昨年導入し、管内協働で滞納整理に取り組むことができるようになりましたので、今後も徴収率向上に向け大いに期待するところであります。

まちづくりについてでありますけれども、「開かれた行政」の体制として、情報公開を積極的に進めるとともに、村民の皆様方がみずから参画・行動できる地区活動を支援してまいります。

また、イベント等を実施する場合は、企画の段階から参画していただきながら、住民の皆様方と協働活動を進めるとともに、村や地域及び諸団体等の動向を「広報おおひら」や村ホームページにおいて広く発信し、情報提供の充実と共有化に努めてまいります。

以上、この後、教育長からも方針を述べさせていただきますけれども、27年度の施政方針とあわせて当初予算の概要を申し上げましたが、本定例会にご提案いたしました案件は、人権擁護委員会候補者の推薦が1件、専決処分の承認が1件、条例の制定が5件、条例の一部改正が8件、条例の廃止が3件、財産の無償譲渡が1件、平成26年度各種会計予算の補正6件、平成27年度各種会計予算を定めることについて8件、合わせて33件を提案するものであります。よろしくご審議をいただき、ご可決賜りますようにお願い申し上げまして、施政方針並びに招集の挨拶、提案理由にかえさせていただきたいと思います。

では、教育長から、述べさせていただきます。

議長（萩原達雄君） 教育長、登壇願います。

〔教育長 庄子 明宏君 登壇〕

教育長（庄子 明宏君） おはようございます。

教育行政につきまして申し上げます。

初めに、新教育委員会制度に触れさせていただき、次に大衡村の教育行政の方針について述べさせていただきます。

新教育委員会制度につきましては、「地方行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が昨年6月20日に公布され、本年4月1日から施行されることになりました。

この改正は、教育の政治的中立・継続性・安定性を確保しながら、地方教育行政の責任の明確化と迅速な危機管理体制の構築、そして地方公共団体の長と教育委員会との連携の強化、地方に対する国の関与の見直し等の制度の抜本的な改革を行うものであります。

今回の改正のポイントにつきましては、4点挙げられておりまして、1点は「教育委員長と教育長を一本化した新教育長の設置」、2点目として「教育委員会の教育長へのチェック機能の強化と会議の透明化」、3点目として「全ての地方公共団体に総合教育会議を設置」、4点目としまして「教育に関する大綱を首長が策定」となっており、法改正の施行に伴う村例規の整備など、準備作業を滞りなく進めているところであります。

次に、大衡村の教育行政についてですが、大衡村総合計画にありますように、教育施策においては、「みんなで学び、みんなで育む、生涯学べるまちづくり」を目指して取り組んでいるところであります。

現在、情報化、国際化等、激しく変化する社会の中、本村の次代を担う子供たちの生きる力を育むという基本理念のもと、基礎的・基本的な知識や技能の習得とともに、思考力・判断力・表現力などの育成に重点を置いて、引き続き学校教育に取り組んでまいるところですが、子供たちの「生きる力」を育むためには、学校だけでなく、家庭や地域など社会全体での協働が大切でありますので、それぞれ連携を図って推進してまいります。

また、いじめ対策につきましては、宮城県が作成した「いじめ基本方針」に基づき、小中学校において「学校いじめ防止基本方針」を平成25年度に作成しておりますので、この方針に基づき適切に指導を行ってまいります。

いじめは、被害を受けている子供が「いじめ」と感じたら、「いじめ」として対応しなければなりません。いじめのサインを見逃さないためにも、これもまた日ごろから、学校・保護者・地域の連携のもと、児童生徒の見守りや信頼関係の構築に努め、いじめを許さない学校づくりをしてまいります。

それでは、施策につきまして、さらに6項目に分けて申し上げます。

1つ目は、生涯学習についてです。

生涯学習の推進につきましては、学習のニーズや今日の課題を的確に把握し、現代社会の物質的な豊かさに加え、精神的な面での豊かさを求める、生涯を通じて健康で生きがいのある人生を過ごし、その中でそれぞれの自己実現を図ることが求められております。

村では、小学生の通学合宿などを含む青少年の体験学習、地域理解、文化活動など、幅

広い学習機会の提供を行っております。

「地域の子供は地域で育てる」の理念のもと、家庭、地域及び学校が協働して、地域全体で子供を育てる体制の整備を図るため、県の補助金を取り入れながら、「協働教育プラットフォーム事業」を通して、家庭、学校、PTA、子ども会など関係機関・団体が連携して、地域が一丸となった教育活動を実践してまいります。

公民館事業につきましては、村民の自主性を高め、利用者の拡大を図る講座や事業計画を立案し、村民との協働による事業の構築を進めてまいります。住民が集い、教養の向上や健康の保持、生活文化の向上を図ることが大切でありますので、地域における文化活動を中心とした地域住民のコミュニティづくりのため、住民参加型の事業の充実に向け一層努めてまいります。

次に、学校教育についてですが、幼児教育につきましては、幼児期が生涯にわたる人間の基礎が培われる重要な時期であるとの認識のもと、家庭や地域との連携を図り、心身ともに健やかな子供の育成に努めてまいります。

さらに、民設民営の認定こども園と緊密な連携を図るとともに、小学校との円滑な接続体制の構築を図ってまいります。

また、保護者の経済的負担の軽減を図るための、授業料等にかかわる幼稚園就園奨励費補助につきましても、引き続き継続してまいります。

小学校におきましては、基本的な生活習慣や社会生活に必要なルール・マナー・モラルの指導とともに、心を育てる環境づくりを目指して取り組んでまいります。

子供たちに、みずから考え、判断し、行動するといった、みずから学ぶ力、いわゆる「生きる力」を身につけさせて、心身ともに健康な子供の育成を目標に、創意・工夫のある指導により、学習意欲と学力向上に努めてまいります。

また、地域に開かれた学校の実現を目指し、全職員の協働的な経営意識を持って学校運営を推進してまいります。

学習支援員の配置につきましては、村単独予算により、特別支援学級在籍の児童や普通学級の在籍の気になる児童に対してきめ細かい指導を行えるよう、平成27年度も配置してまいります。

また、平成27年度は、県費負担による指導工夫改善のための加配が行われない、このことを受け、少人数指導によるきめ細かな指導を維持するため、村単独予算により非常勤講師1名を配してまいります。

なお、小学校の子供たちに対する放課後子ども教室事業につきましても、継続して実施するとともに、地域の教育力をおかりして、小学校の時期からものづくりの土台となる科学的な創作・体験ができる場を提供し、創造性豊かな人間形成を図る「大衡村少年少女発明クラブ」の活動を支援してまいります。

中学校におきましては、健康で心豊かな生徒を育みながら、生徒の思考過程に沿った学習指導の改善を行い、確かな学力の向上を目指すとともに、個性を生かす教育の充実、そして人間的触れ合いを大切にし、「自学・自律・敬愛」を目標にし、思考・創造・表現する力を養う総合的学習に努め、問題の解決やみずから学ぶことを通して「生きる力」を育むことを目指し、活力と創意に満ちた学校経営を推進してまいります。

また、学習環境の整備として、村単独予算により、特別支援学級在籍の生徒及び普通学級在籍の気になる生徒に対し、学習支援員を配置して学習支援を引き続き行うとともに、小学校同様に少人数指導によるきめ細やかな生徒指導のため、村単独予算により非常勤講師1名を配置してまいります。

教員の資質能力の向上では、教科指導力の向上を目指し、小学校・中学校の学校間の連携を図り、特に相互授業参観や教員の相互乗り入れを行う共同授業において、子供たちや教員に刺激を与え、研修の成果も認められますので、平成27年度も引き続き実施してまいります。

学校給食センターにつきましては、児童生徒に栄養とバランスのとれた安全・安心な給食を提供し、健康の増進、体位の向上を図るとともに、望ましい食習慣の形成を通して児童生徒の心身の健全な発達に資するよう、一層運営の効率化を図ってまいります。

また、学校給食用の米や野菜などの食材につきましては、大衡産の食材を継続して使用するとともに、引き続き地元の農産物などを積極的に取り入れ、地産地消に努めるとともに、栄養教諭を中心として学校教育における食育の指導を徹底してまいります。

さらに、保護者の教育費の軽減を図り、子育てを支援するため、給食費の減免制度につきましても継続してまいります。

次に、スポーツ・レクリエーションについてですが、スポーツ・レクリエーションの振興につきましては、各種スポーツ大会を通して、村民の誰もが生涯にわたってさまざまな形でスポーツやレクリエーション活動に親しみ、健康保持と体力向上が図れるような環境づくりに努めてまいります。

また、仙台ベルフィーユの選手によるバレーボール教室並びに楽天イーグルス・フィー

ルドサポート・プログラムに基づく楽天イーグルス野球塾を開催し、スポーツ少年団や中学生などの技術の向上を図ってまいります。

学校体育施設や村民体育施設につきましては、施設の適切な管理に努め、村民の皆さん
が気軽にスポーツに親しめる環境を提供してまいります。

次に、歴史文化継承についてですが、芸術文化の振興につきましては、村の無形文化財
に指定しております、伝統芸能である「大瓜神楽」の保存伝承に引き続き支援してまいり
ます。

村の創作舞踊である「万葉おどり」につきましては、「おおひら万葉おどりきょう会」
を中心に、小中学校の児童生徒を初め、村民の皆さんを対象にした講習会を開催し、今後
とも指導者の育成と普及に努めてまいります。

また、新たな村独自の伝統文化の創作として取り組んでおります「和太鼓教室」につき
ましては、講師の熱い指導のもと3年目を迎え、受講生の技量も年々向上しておりますの
で、引き続き育成に鋭意努めてまいります。

美術館の運営につきましては、菅野廉画伯の常設展を基本としながら、企画展の創意工
夫を図るとともに、ギャラリーを活用したミニコンサートの開催により、村民の皆様が気
軽に集い、憩いの場として愛される美術館を目指し、年間を通して効果的な事業運営に努
めてまいります。

次に、コミュニティーについてですが、万葉研修センター1階ホールの開放的な場所に
ある図書室に、新刊図書など約6,000冊の蔵書がそろえてありますので、村民の皆様に図
書情報を提供するとともに、気軽に利用していただける図書室を目指し、利用促進に努め
てまいります。

また、多くの皆様に研修やコミュニティーの場として利用していただいているセンター
の各研修施設につきましても、良好な管理運営に鋭意努めてまいります。

そのほか、指定管理者制度により管理委託している大衡城青少年交流館、ふるさと美術
館、西部球場、多目的運動広場等の各施設につきましても、指定管理者である万葉まちづ
くりセンターと十分連携をとりながら、利用者の利便を図り、利用促進に努めてまいりま
す。

最後になりますが、交流活動につきましては、地域間・世代間の交流機会の場として村
内の施設利用を促進するとともに、進出企業との連携によるイベントなどを通して交流人
口の拡大に努めてまいります。

教育行政につきまして、以上でございます。

議長（萩原達雄君） 施政方針演説、終わりました。

ここで休憩いたします。

再開を午後1時といたします。

午前12時00分 休憩

午後 1時00分 再開

議長（萩原達雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第4 一般質問

議長（萩原達雄君） 日程第4、一般質問を行います。

質問は通告順に発言を許します。

まず、通告順第1番、佐々木金彌君、登壇願います。

[12番 佐々木金彌君 登壇]

12番（佐々木金彌君） 私は今回、「高齢者介護と医療費について」と「村の開発について」の2件について、一問一答形式で質問をいたします。

最初に、高齢者の介護と医療費について、伺いたいと思います。

介護保険法が改正になるというような話がありまして、これがどのように変わらるのかと。施設入所が要介護3以上となったり、デイサービスの利用について制度が変わらるような話を聞いております。特に、自宅にて介護なさっている方々から、「どうなるんですか」と聞かれるわけです。そこで、具体的なことを、正しいことをお伺いしたいと思っております。

今回の介護保険法改正の要点は、何なのかということをひとつ伺います。入所やデイサービス等に変化があるのか、今までとどう違つてくるのか、お伺いいたします。

次に、大衡村における施設入所者や待機者の現状と今後の見込みについて、どのような状態なのか、お伺いしたいというふうに質問いたします。

そして、3番目に、これから在宅介護、ちょうど団塊の世代を含めてどんどんふえてくるというふうに思いますので、在宅介護に対する施策をこれから何か考えているのかということでお伺いいたします。

そして、視点が変わるわけですけれども、国では高齢者の医療費負担についても検討す

るという考え方があるようです。大衡の年配の方から、「企業の誘致等が進んで、財政よくなつたと聞くけれども、18歳未満等の医療費については無料とか、いろいろな優遇策とってけつとも、高齢者の医療の負担がふえてくる場合に、医療費についても負担の軽減するような考え方、ないのかな」という話を聞きます。我々が聞かれる立場になっているものですから、村長はこの先、そういったふうに一部負担等がふえてくる場合、軽減するような考え方があるかどうかということでお伺いしたいと思います。

2番目に、大衡村の開発についてということで、これからの考え方を村長にお伺いするものです。

大衡では、国道4号線の4車線化が進もうとしており、その沿線の開発計画も検討されています。きょうの村長の施政方針にもありますように、役場近辺においては、住宅団地の開発や商業施設等の誘致構想、地区計画等も含めて考えているんですが、それ以外の国道沿いの開発については、じゃ、どのように考えているのかということで、施政方針にあった、平成28年に見直しとなる仙塩広域都市計画地区ですか、その中で、4号線や457号線の沿線沿いの開発をどのように考えているのかということでお伺いしたいというふうに思います。

2番目に、ソーラー施設、まあ、私、常任委員会が違うので、勉強不足な点があったんですが、私が質問を出した二、三日後に、ソーラーフロンティアからチラシが配布されまして、大衡に住む人は、ソーラー施設つくる場合に、50万円がお得になりますというようなチラシでした。

これは、ひとつお伺いしたいのは、ソーラーフロンティアで値引きする点があるけれども、村としては35万円上限の助成については、ソーラーフロンティアだけなのかというふうにもお伺いしたいというふうに思います。そして、どのような協議があって、その金額等が出たのかなということでお伺いしたいわけです。

また、新聞等でも話に出ましたけれども、メガソーラー等についてもお伺いしたいというふうに思うわけです。メガソーラー、これについては、これもチラシ等で、あるいは新聞等で、直理あたりで被災地に国で農振地区も許可しますよといった話とかですね、チラシにも、農振地区でも可能なところがありますので、無料でそういう申請をしますというようなことがありますけれども、大衡村においては、そういったことが考えられるのかということでお伺いしたいわけです。

最後に、現在のクリエートパークで、主に駐車場として使っています土地の利用計画

があるかないかということでお伺いします。今、大衡村に、パークゴルフ場や物産館、そしてコンビニという形で運営されていますけれども、地域活性化交流施設として当初計画した温浴施設等についてどうなのかということで、村長の考えを改めてお伺いするものであります。

一問一答ですね、大ざっぱにこういった質問で伺います。

議長（萩原達雄君）　　村長、答弁願います。

〔村長　跡部昌洋君　登壇〕

村長（跡部昌洋君）　　お答えをいたします。

大変質問が多いものですから、長くなると思いますので、ご了承いただきたいと思います。

まずもって、介護保険改正により、施設入所者やデイサービスなどに変化があるのかと、今回の介護保険制度の改正によって、そういう変化があるのかというご質問でありますが、現在、特別老人ホームの入所に当たっては、施設ごとに入所選考基準を設けて、透明性や公平性の高い入所選考が行われているところであります。

しかしながら、真に入所を必要とする高齢者が必ずしも入所できない現状が、これは全国的にありますと、厚生労働省では今回の制度改正において、平成27年4月から特養の入所基準の厳格化が行われることになりますと、原則として要介護3以上が限度となっておりますので、重度者優先の原則も明確にしたものと認識しております。ですから、支援度3以上の人、あるいは重度の方ということでございます。

なお、入所基準の厳格化は、平成27年4月から、新規の入所者を対象としておりますので、今月いっぱいはその制度には当てはまらないということでございます。

今回の制度の改正によって、入所を希望されている、今まででは要介護1、2の方もよかったですけれども、今回はこの制度の中で、要介護1、2の方には影響が出るんじやないかなというふうに思っております。

また、低所得の方に対する食費や居住費の補助する仕組みにつきましては、これまで住民税非課税世帯をもって低所得者としておりましたが、今後は住民税非課税の低所得者であっても、単身で1,000万円、ご夫婦で2,000万円を超える預貯金があれば普通の負担をしていただこととなりますので、貯金もですね、どうやってわかるのかなと、私もちよつとわかりませんけれども、場合によっては負担のふえる方も出てくるということもあり得るというふうにも言われております。

次に、デイサービス等の変化があるのかとのご質問であります、要介護者の在宅サービスの内容については、今回の介護保険法改正には、これは該当しません。今回の改正では、要支援者の介護予防給付費のうち、訪問介護と通所介護を新しい総合事業に移行することになりますので、この事業は平成29年4月までに全ての市町村で実施されるものであります。本村におきましては、事業移行後についても、現在、要介護支援を利用している訪問介護・通所介護も含めた現行の介護予防サービスを維持するものであります。

次に、在宅介護に対する施設についての質問であります、第6期介護保険事業計画に基づき、第5期の計画に引き続き、通常の介護給付に加え、地域包括ケアシステムを推進し、医療介護、予防、福祉サービスを含めた生活支援サービスを適切に提供できるような体制を整備してまいります。生活支援のための事業としては、配食サービス、介護用品等支援事業、緊急通報システム、寝具等の洗濯・消毒サービスや訪問理美容サービスについても継続して支援を実施してまいります。

高齢者社会が進行していく中で、何よりも高齢者が健康な状態を保つことが大事であります、多様なサービスの創出やニーズに合ったサービスの利用が可能となるよう、介護予防サービスの提供体制整備に向けた検討や、理学療法士などを活用した介護予防プログラム、生活支援などの取り組みを積極的に進めてまいりたいと、このように考えております。

次に、高齢者の医療費につきましては、昭和48年当時の老人福祉法制度では全額公費負担で、自己負担はゼロでしたが、高齢者の伸びによりまして、国は昭和57年に新たに老人保健法を制定し、医療費の自己負担が設けられました。それでもなお、高齢者医療費の伸びが大変多くなってきますので、数年置きに自己負担上限額を引き上げてきたのが現状であります。その後も、高齢者の医療費は伸び続けるために、平成20年度に現在の後期高齢者医療制度が施行したわけであります。

後期高齢者医療制度においては、ほとんどの方が医療費の自己負担割合が1割となっておりますが、所得の多い方については3割の自己負担もいただいております。今後、ますます高齢化が進み、医療費が莫大に増加することが見込まれるために、国が抜本的に医療制度の改革を行い、現役世代とのバランスを考慮し、高齢者の方々にも応分の負担もお願いすることになったようであります。

のことから、村独自の負担軽減を図ることは、高齢者福祉の一環として理解できますが、国が示す医療保険制度改革の趣旨と大きな差異が生じるんじゃないかなということも

考えられますので、今のところ実施することは考えておりません。今後の推移を注視しながら、また考えていきたいというふうに思っておりますけれども、今のところこの考えはございません。

問い合わせ2の国道沿線における開発についてのご質問ですが、まず、国道4号沿線にかかる都市計画の現状では、大和町境から野畠地内までの約1.9キロについては、市街化区域の準工業地帯に指定されておりますので、そこから以北の萱刈場までの約4.8キロが市街化調整区域、さらに以北の大崎市圏境までの約1キロについては、都市計画区域外にそれぞれ指定されておりますので、それぞれの用途に合わせた、また地勢に応じた開発が可能となっております。準工業地帯につきましては、一部、危険物の貯蔵量の多い工場などを省き、ほとんどの用途の建物が可能であります。商業施設や住宅も建築可能となっております。

なお、市街化調整区域につきましては、ご存じのとおり、規制が大変厳しく、極めて限られた条件の場合のみの建築可能となっておりますので、国道沿線につきましては一部の地域を省き、ドライブインや給油所などのいわゆる沿道サービス施設は許可を得て建築可能となっております。

国道4号線沿線の開発につきましては、総合計画や国土利用計画に基づいて、役場周辺国道4号線沿線に商業施設や生活利便施設、そして定住人口の増加を見据えた居住環境の整備などを考慮した中心市街地整備計画を優先的に進めていきたいというふうに考えております。そこから以北の沿線につきましては、幹線道路沿線として利便性の高い、また魅力あるまちづくりが必要と考えております。

まずはですね、現在、国土交通省において検討が進められております国道4号拡幅計画が、できるだけ早く都市計画法の計画に決定されて、また事業着手するよう働きかけることが優先と考えておりますので、将来的には中心市街地や国道4号整備の進捗状況や、商業地、住宅へのニーズを見きわめながら、新たな市街地形成とあわせた沿線開発の誘導を検討してまいりたいと、このように考えております。

また、住宅地の整備につきましても、積極的な定住促進策を図りながら、供給過剰となるよう、現在進めている塩浪地区住宅団地整備と中心市街地整備計画を優先的に進めながら、宅地造成に伴う人口推移の状況を的確に判断し、計画的に住宅地の拡大も検討してまいりたいと、このように考えております。

次に、太陽光発電等を農地に設置する場合は、設備の設置主体によらず、農地法の規定

による農地転用許可が必要となります。農地法における転用許可については、4ヘクタールを超える農地を転用する場合には、農林水産大臣の許可が必要あります。4ヘクタール以下の農地を転用する場合には、知事許可となります。ただし、2ヘクタールを超える4ヘクタールの場合は、事前に農林水産大臣に協議をすることになります。

設置する土地が農用地区域内である場合は、あらかじめ農用地区域からの除外が必要となり、除外に当たっては、農地転用許可を見据えての除外となることから、太陽光発電設備を設置する場合でも、固定価格買い取り制度により電力会社への売電を目的とする農地転用については、許可後、速やかに申請に係る用途に供することが必要となることから、電力会社から連携承諾書の写しの添付が必要というふうになるようになります。

また、農地に支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設置等の農地転用許可については、設備の下部の農地において営農の適切な継続が確保されることを条件に、転用期間が3年以内の一時転用の許可が必要となりますので、農地にメガソーラーを設置する場合にはこのような手続が必要となり、また、設備等土地の区画形質の変更を伴う場合は、開発に係る手続が必要のようあります。

住宅への設置補助につきましては、平成22年3月に、省エネルギーの促進と地域温暖化の防止及び村民の環境保全意識の高揚を図り、環境負荷の少ない村づくりを推進することを目的に、「万葉サンサンエネルギー発電普及促進事業補助金交付要綱」を制定し、補助金の交付を行っております。

補助金につきましては、平成23年度の制度開始から、これまで1キロ当たり10万円、上限35万円を交付しておりましたが、新年度からは1キロ当たり5万円、上限を17万5,000円と制度を改正し、補助することといたしております。ただし、村内で生産された太陽光パネルを設置した場合には、1キロ当たり10万円、上限35万円と、従来と同額の補助金となりますので、交付要綱を改正して交付する予定としております。

要綱制定の当初の目的にもありますように、自然エネルギーの有効活用で、地球にも、家庭にも優しく、環境に優しい村として、引き続き事業を継続してまいりたいと、このように考えております。

次に、クリエートパークの駐車場等の活用についてのご質問でありますが、農産物展示販売所「万葉・おおひら館」やコンビニエンスストア周辺の地域活性化交流施設敷地内の未利用地につきましては、健康増進施設やレストランなど当初の計画時点から想定していた施設を中心に検討を重ねているものであります。具体的な計画につきましては、現時

点では未定であります。整備手法や管理運営形成を含め鋭意検討を進めているところであります、民間開発による整備についても働きかけを行っているものでございます。

検討に当たっては、先進地の事例なども参考にしながら、また多くの皆様方の情報やご意見を拝聴しながら進めてまいりたいと、このように考えております。

以上です。

議長（萩原達雄君） 佐々木金彌君。

12番（佐々木金彌君） 今、質問がいろいろあったものですから、村長のほうからお答えいただきました。

介護保険法、確かに大衡村に施設が2つあると。そういう意味では、すごく安心できるなという声があったんですか、大衡だけでなしに難しいと。そして、特に五反田のほうが所定の半分以下だということで、不満の声というか、心配の声があったわけですが、その現実の状態がどうなっているのかということで、改めてひとつ、詳しい点をお伺いしたいと思います。

議長（萩原達雄君） 村長。

村長（跡部昌洋君） これらの施設ですね、本当にこのような5,700人足らずの小さな村に、この2つの施設があって、最大160人以上の方が入所できる施設があるということは、私らにとっても大変ありがたいですし、私もいざれはそちらのほうにお世話にもなる時期があるんじゃないかなと思いますので、多くの皆さん方に参画してもらってよかったですというふうに思っております。

今の状況は、一時、ちょっと県からのご指導もあってですね、おりましたけれども、徐々にそれを回復しつつあるということですので、これ、今まで以上には入れるような状況に順次なっていくような話も聞いております。

議長（萩原達雄君） 佐々木金彌君。

12番（佐々木金彌君） 当初100人規模の入所予定が、30人になったということで、現在、電気がついているのがだんだんふえてきたということで、40人以上いるような話で、それについて、大衡として入所者がふえているのかということで、改めてお聞きします。

議長（萩原達雄君） 村長。

村長（跡部昌洋君） 大衡村。では、保健福祉担当早坂から申し上げます。

議長（萩原達雄君） 保健福祉班長。

保健福祉班長（早坂紀美江君） 大衡村の入所者の数がふえているかというご質問なんですが、

現在、そちらのほう、詳細は把握していないんですが、2月25日現在の万葉の里の待機者数及び七峰荘の1月1日現在の待機者数については把握しております。

現在、こちらで把握している数字につきましては、万葉の里94名、うち村内の待機者が6名となっております。七峰荘につきましては176名で、村内の待機者が17名ということになっております。

議長（萩原達雄君） 佐々木金彌君。

12番（佐々木金彌君） そうすると、万葉の里については、減ったというふうな感じを受けてい るわけです。

次ですね、今回、デイサービス等についても、余り変わらないんだという話でした。そ ういった意味では、何か方法が変わるような話で、デイサービスについて不安を持ってい る方々がいるんですけども、それについては変わりがないということでおろしいんでし ょうか。

議長（萩原達雄君） 村長。

村長（跡部昌洋君） では、早坂班長から。

議長（萩原達雄君） 早坂班長。

保健福祉班長（早坂紀美江君） 制度改正の内容につきましては、訪問介護と通所介護の2つの 事業なんですが、こちらが新しい総合事業のほうに移行するということになっております が、内容としましては、現在の状況と変わらず事業を行っていくことになっております。

議長（萩原達雄君） 佐々木金彌君。

12番（佐々木金彌君） それでは、こちらのほうで最後に、いわゆる高齢者医療費、何ていうか、 65歳からの介護保健法なり高齢者医療関係で、負担金が1割だったのが2割になるとかで すね、そういう方向性が見られるというようなことが、話に聞く、28年だったかな、そんな感じだというような話も聞くものですから、大衡村として村長は今、幼児なり あるいは18歳未満ということで、村独自の先進的な考え方でやったということで、そういう したものに財政的な負担が変わってきたら、先ほど村長は、国なり県の施策と違ってくるん でないかということを心配しているようですけれども、やっぱり何事においてもそういう 期待を持っている住民が多いので、改めてお伺いしたいなと思うんですが。

議長（萩原達雄君） 村長。

村長（跡部昌洋君） 今の18歳までの医療費の助成ですね、そのバージョンと同じようなとい うお話だと思うんですけども、なかなかね、この高齢者の方々の医療というのは、国でも

予想以上に伸びてきているということで、いろいろ、後期高齢者医療制度なりですね、いろいろな制度を設けて対応しているというのが現状でありますので、これからどういうようなほうになっていくのかということも、私自身も大変心配されておりますし、後期高齢者医療制度になってもやはり、それに基づいても村の負担もふえてきているというのは確かでありますので、皆さん方の保険料もありますけれども、村の負担等々もありますので、それらの額等も大変ふえておりますので、今のところ、その「万葉すくすく」みたいなバージョンではなかなか難しいのかなと、このように思っております。

議長（萩原達雄君） 佐々木金彌君。

12番（佐々木金彌君） 確かに、後期高齢者なども、どんどんどんどん金額ふえているということですが、介護保険等も年金天引きにされるといった意味で、確実にお金は負担はしているんだと。そして、施設介護でなしに、入院とかそういった場合にですね、高額医療費で10万円を超えることはないといいますけれども、年金なりでそれを超えるというかね、8万でも年金がほとんど残らないんだと、医療費にかかると残らないんだというような声も聞こえてくるわけです。さっき、村長が話した高額の年金者などはその必要がないわけですけれども、国民年金などで七、八万で、今からだと7万ちょっとで暮らさなきやないという方について、やっぱりそういう意味では、大衡として考えていく必要があるんでないかなという声を聞くわけですが、村長としてはどのようなお考えでしょうか。

議長（萩原達雄君） 村長。

村長（跡部昌洋君） 今のところ、大変難しい点もあるんじゃないかなというふうに思っております。村でも、今までそういう老人の方々に対する、何かお手伝いをできないかということで、インフルエンザのワクチンの無料化、さらには球菌ワクチンの無料化ですね、そういうものも今までできる範囲で進めてまいりました。これからも、そういう予防的なもの等々について、もしあれば村のほうでもそういう補助を出したり、そういうものを進めていったほうがまず先かなと。そこによって、病気にからないように、病院に行かなくてもいいような、そういうものも、予防的なものも、もっともっと進めていったほうがよろしいのかなというふうに思っております。

議長（萩原達雄君） 佐々木金彌君。

12番（佐々木金彌君） 一応、そっちのほうひとつ、一回置きまして、今度は村の開発についてお伺いしたいと思います。

先ほど、国道沿線沿いを含めて、開発計画、中心市街地なりなんなりということで話が

出ました。先ほどの施政でも出ましたけれども、28年度に仙塩地区の広域の見直しがあると。5年後だということになりますと、私が言いたいことは何なのかというと、そのいわゆる古館あたりからの開発がすぐ許されるような地区はいいけれども、457なり、4号線の今から整備される、4車線化されるほうについても、整備されなきや、まあ、わからぬというのが今の現状でしようけれども、5年ごとに見直される段階で、それも既に調整なりなんなりしてですね、計画を立てて調整しながらでないと許可にならないと。そうすると、また5年待ってやらなきやないという意味合いで、そういった計画が、村としては要望を聞いてつくっていくような考えがあるかということで、改めてお伺いします。

議長（萩原達雄君）　　村長。

村長（跡部昌洋君）　　それでは、私よりも詳しい都市整備課長から答弁させます。

議長（萩原達雄君）　　都市整備課長。

都市整備課長（松木浩一君）　　お答えします。

先ほど村長が答弁したとおり、まずもって今、27年度から手がけます塩浪地区の住宅団地、それから今議員さんもおっしゃった、28年度に手を挙げております中心市街地の市街化編入、さらには今村で進めております国道4号の拡幅、これら、計画段階評価が終わりますと、環境アセス並びに都市計画決定の手続がございます。これら、当面、これらに精力を注いでいくことだろうと思います。

それで、それ以北の457なり国道4号の沿道のサービスにつきましても、順次ですね、沿道だけのくくりの市街化編入ということにはなりませんので、一団の土地、10ヘクタールとか20ヘクタールとかといった土地利用をさらに検討しながら、多分、沿道の開発というのは、その市街化編入になると当然、用途的には準工というふうな用途指定になるというふうには考えますが、将来的にそういう以北についても順次検討を重ねていく必要があるかというふうには考えてございます。

議長（萩原達雄君）　　佐々木金彌君。

12番（佐々木金彌君）　　小さい住宅団地の構想で、今補助金等があつてどんどん開発が進んでいると。衡中、それから衡下地区においてできているといったことがあるわけです。大変結構なことだとは思うんですが、それとは別に村で塩浪をつくると。そういう場合に、それにかかり切りになってしまふんではないかという声が大分聞こえてきたわけです。

そういう意味では、4号線沿いなり、大きな住宅団地なりをつくるとすれば、土地区画整理組合をつくんなきやないよというような考え方で私はお話をしているんですが、そ

ういった構想については、村に問い合わせ等は全然ないものでしょうか。

議長（萩原達雄君） 村長。

村長（跡部昌洋君） まあ、皆さん方、知っているせいか何かわかりませんけれども、なかなかそういう声がありませんね。特に、震災後、特になくなつたというふうに私は思っております。

議長（萩原達雄君） 佐々木金彌君。

12番（佐々木金彌君） 次に、じゃあ、クリエートパークの利用ということで、先ほど村長が、話出ましたけれども、一番最初の考えで温浴施設もつくりたいと、それが一体的な開発になるんじゃないかということで説明がありました。

私、山一地所が挫折してから、本当はパークゴルフ場をもう少し広げてもいいかなと思ったんですが、今回三本木のほうにできるといったことなので、これはやばいなと思いまして、そういう意味ではあの近辺、観光について、村長、最後のほうに述べられていますけれども、大衡としてそういう温浴施設なり、そういう温泉施設を改めてやる計画を、まだ資料に載ってくるということは、やめましたよということではないので、そういう計画を私としてはぜひ進めるべきでないかと、進めてほしいという希望があるわけなんですが、その辺はどのようにお考えでしょう。

議長（萩原達雄君） 村長。

村長（跡部昌洋君） 私も、佐々木議員と同じように、その希望は捨てないで、前向きにいろいろ検討してまいりたいなというふうに思っております。

実は先日、企業さんとの会合の中で、企業さんからの調査によると、何か大衡に住んでいる企業さん方は、あんまりですね、食がいいのか、食べ物がおいしいせいか、何か大分、健康診断の結果、体重がふえてきているということが会社でありますて、村長さん、何とか、その健康管理のためにもそういう運動施設等々、器械運動でもいいし、企業さんからそういう、まあ、今のところ口頭でありますけれども、そういう口頭で話がありまして、ああ、やっぱりなど。何かこの辺は体重がふえてきているというのが、会社自体の姿だということですね。

私も、このクリエートパーク周辺のほうに、そういう温浴施設初め健康施設、そういうものの話をしましたら、ぜひそういうものをですね、私、企業としても、従業員としても、あるいは福利厚生の面からも大変期待をしておりますという話がありまして、やはり私たちも思っているのも、企業さんも思っているのも同じだなと。そして住民の方々からも、

そういう声も大分聞かれて、聞いておりますので、私もその夢を捨てずに前に進んでいきたいなど、そのように思っております。

議長（萩原達雄君） 佐々木金彌君。

12番（佐々木金彌君） 村の「花の杜」について、温泉を、ことしは土日だけだということで解放してもらっていました。それについて、利用状況はどの程度あるか、中間的なことで押さえている点はありますでしょうか、お伺いします。

議長（萩原達雄君） 村長。

村長（跡部昌洋君） 何か、データ、ないようありますけれども、話に聞くと、土曜・日曜無料になるものですから、何かいっぱいだという、利用した方も、恐らく議員さん方にも何人か行っていると思いますけれども、そういう声は聞いておりますので、ああ、いい利用をしていただいているなということは思っております。

議長（萩原達雄君） 佐々木金彌君。

12番（佐々木金彌君） 私も、たまたま誘われてというか、うちでも行ったんですが、やっぱり夕方かけて大分多く利用していると。まあ、お風呂がわりに使わせてもらっていると言えば失礼なんですけれども、体にいいということで、こういうようなのあればもっといいんだけども、村にもあればいいんだけれども、いつも入れるんだらいいけれどもね、冬場2カ月だけだものねという話を聞いて、また、村長が言ったように、企業等に勤めて、たまたま一緒に酒飲んだ際なんか、やっぱりあの辺に何もサービスない、コンビニ1つ、物産館あるだけで何もないんだと、「何か最初のころはね、温泉できて、筋トレだのできるような話、聞いたんだけれどもっしゃ、どこさ行ったんでがすや」という話を聞くとですね、やっぱり必要なものではないのかと。

まあ、首長は仕事しないほうが、文句言われなくていいという考え方もあるようですが、私はですね、やっぱり住民のためになることは積極的に手を挙げてやってもらいたいような、まあ、これはまるっきり再三度外視ではできませんけれども、そういった考え方で、ゴルフ、パークゴルフ場も前向きな考え方で取り組んで、今成功していると。そういったものの第二弾というかね、そういう健康管理の面で、村では保健福祉でメタボ対策やっていますけれども、そういった意味では老人対策も含めて、あるいはほかから来る、何というんですか、お客様を引っ張るような魅力ある施設づくりとして、やっぱり当初計画したようなそといった温浴施設を含めた交流施設を、ある程度もう少し前向きに考えるべきでないかなと思うんですが、どうでしょうか。

議長（萩原達雄君）　村長。

村長（跡部昌洋君）　私も、佐々木議員と同じ考え方であります。やはり大衡村の健康管理等々は、いろいろな面で、メタボにしろですね、あるいは先ほど言った企業さんからもそういう声がありますので、住民からも何とかつくってほしいという声も大分ございます。

ですから、私も今、いろいろな国の補助金を活用してできないかということも今検討しておりますので、もし国の補助金等々も、それが認められればもっともっと前に進むんじゃないかなという、国の補助金を制度しながら、あるいは民活も考えながら、あの周辺の整備を進めてまいりたいと、このように考えております。

議長（萩原達雄君）　佐々木金彌君。

12番（佐々木金彌君）　大体お聞きしまして、また次に改めて、どう進んだかはその後に聞きたいなと思う状態ですが、一つ、万葉の里なんかができる際に、施設を見学した際に筋トレなど、今の話じゃないですけれども、筋トレなんかすごくいい施設を持っているんだということで、私も期待したんですが、途中で運営がうまくいかないというようなことで、ちょっとがっかりした経緯あります。

そういう意味で、大衡にない、大和なり富谷には筋トレなりといった施設があるわけですが、大衡にはないので、そういう施設を利用させてもらうような話を村としてできなものかなと思うんですが、どうでしょうか。

議長（萩原達雄君）　村長。

村長（跡部昌洋君）　私も、老人ホームの施設、貸してもらえないかな等々話しております。ただ、その返答がないものですからですね。まあ、あのような、ちょっと施設の管理になつたものですから、ちょっと控えているのかなというふうにも思っておりますけれども、それはこれからもちょっとお願いしながらですね、大衡村の住民がそこで利用できるような、そういうものもお願いしてまいりたいなというふうに思っております。

議長（萩原達雄君）　佐々木金彌君。

12番（佐々木金彌君）　クリエートパーク等について、村長は国の補助金なりということを検討しながらと言われたような、話をした。住宅団地にしても、民間のてこ入れでやるというのは今は難しいと。恐らく温浴施設についても、今はバブルと違うから無理だろうというふうに考えます。そういうこととすれば、村主体にした、いろいろな関係に呼びかけて活用した、村主体になるようなことを考えていかないかと思うんですが、そういう意味では、まだまだ企業を誘致するぐらいの財政力がある大衡村として、これから住民の

福祉なり、そういう健康対策としてひとつ考えていってほしいなと思うわけですが、村長として最後に伺います。

議長（萩原達雄君）　　村長。

村長（跡部昌洋君）　　先ほども申し上げましたとおり、私も佐々木議員と同感でありますので、やはり震災後ですね、民活の力というのは、期待というのは大分薄れてきたなど。例えば、大衡村の住宅団地の整備にしても同じですね。やはり内陸より今は沿岸部のほうにいろいろな業者の方々も、長期計画でそちらのほうで仕事が忙しくなってきて、なかなか私たちの今まで言っていた話が、震災後は大分変わってきたなど、このように思っております。ですから、民活も頭に入れながら、やっぱり国の補助、そういう補助制度、そういうのに乗っていったほうが、もっともっと早いのかなというふうにも考えておりますので、佐々木議員と同じような考え方でこれからも進めてまいりたいと、このように思っております。

議長（萩原達雄君）　　次に、通告順位2番、高橋浩之君、登壇願います。

〔7番　高橋浩之君　登壇〕

7番（高橋浩之君）　　私は、松くい虫被害の現状とその対策について、一括方式により一般質問を行います。

既に、大衡村でも松くい虫被害の防除を行っていることは承知をしておりますし、先ほどの村長施政方針にも入っておりました。しかし、村内の至るところで松枯れ被害が拡大しているのが見受けられますので、今回、一般質問により、村長の所見をお伺いします。

冒頭に、松くい虫とは何かということを再確認しておきたいと思いますが、これはマツノマダラカミキリによって媒介されたマツノザイセンチュウという1ミリ足らずの微生物が引き起こす病気であります。また、マツ枯れとも言われております。カミキリムシが媒介するため伝染性があり、日本での初見は1905年、長崎市周辺で発生したことにさかのぼるそうです。2007年の100年ぐらいの間に、青森と北海道を除く全都道府県に拡大している状況であります。

そもそも、松くい虫の伝染のメカニズムですが、マツノマダラカミキリの成虫は、5月下旬から7月中旬に枯れた松の木から出てきます。このカミキリは元気な松の細い枝に飛んでいき、そこでこの枝の皮を食べます。このとき、マツノザイセンチュウはカミキリの体から出て、かじった枝の傷より松の中に入っています。センチュウは松を浸食し、弱らせ、8月から9月ごろには枯れが目立ってきます。カミキリの食害とセンチュウの浸食

によって弱り枯れた木にカミキリは産卵し、1週間後に羽化した幼虫は松を食べつつ越冬して、春にさなぎになります。そして、2週間から1ヶ月後、羽化して成虫になって、次の松を探して飛んでいくというサイクルを繰り返して被害が拡大していくわけでございます。

そのため、村内景観が著しく悪化しているとともに、枝折れや倒木の危険性が増大していることから、村当局の早急な対策が求められております。通告書で、具体的に問題点を挙げておりますので、答弁を求めるところであります。

最初に、小学校敷地内の松くい虫被害についてであります。誰が見ても被害は甚大であります。松くい虫の症状は、まず枝の先端部から枯れしていくことが多いようですが、その症状も通り過ぎて、完全に枯れている松の木が数多く見受けられます。危険防止のために早急な対策を求めるものであります。

次に、大衡村の村木はアカマツであります。その紹介写真に使用されているのは、中学校にある「ときわの松」であります。また、万葉の森には、天皇陛下がお手植えをされた松を初め、6ヘクタールの松林もありますし、大衡村と三本木の境にあります松並木もあります。この大衡村のシンボルともいえるアカマツの保護維持作業は、大変重要と考えておりますが、村当局の対応をお伺いします。

次に、幹線道路や歩道に影響を与える松枯れ木の撤去についてであります。村内をいろいろ見てまいりますと、やはり枯れてしまった松の木が目につきます。それが周辺に何もないところですと、余り気にされていないようですが、道路沿いや歩道、建物等がありますと、倒木や枝折れによる車両や歩行者の被害が心配されます。それが村有地であれば、村当局もすぐに対応するでしょうが、個人の所有地や企業の敷地内であれば、その対応が鈍くなるのではないかと思われます。しかし、被害が発生する前に処置すべきと私は考えておりますので、答弁をいただきたいと思います。

次に、村全体の山林の被害拡大を抑える施策について伺います。確かに村では、枯れた松を伐採して、ビニールで密封、薰蒸処理をして、要所要所で行っておりますが、既に林野庁では方針を転換し、防除対象を特に守るべき森林に限定しております。また、昔は燃料として松材を必要としておりましたが、今の生活様式では不要となり、かえって伐採する手間が省けるという意見もございます。しかし、私は、被害の拡散を防止するためには、現在の伐採、薰蒸処理を継続すべきと思っておりますが、村長はいかにお考えでおられるか伺います。

以上、具体的な内容も含めて質問いたしますので、答弁願います。

議長（萩原達雄君） 村長、答弁願います。

〔村長 跡部昌洋君 登壇〕

村長（跡部昌洋君） 宮城県における松くい虫被害については、昭和50年に石巻市で初めて確認されたという話を聞いておりますし、3年以上経過していますが、もうそれ以来、依然として沿岸部、海岸部を中心に全県的な広がりを見せております。平成8年度に被害量のピークを迎え、その後、徐々に減少に転じたところのようですが、平成24年度以降、再び増加傾向が示されているということでございます。

この松くい虫、私も以前、十数年前ですね、広島県で、広島県の高速道路を走っておりました。そのときに、一面が真っ赤であったので、当時の県の職員の方に聞きました。何でこんなに広島県は松が、松枯れ、松くい虫が多いんですかと聞いたら、もう手がつけられないということで、本当に真っ赤でしたね。あの景仰は今でも私は脳裏に残っておりますし、あの当時は、まあ、私、北のほうですから、まだまだ北だから、何か松くい虫は余り寒いところに行かないなんてね、青森県には行かない、北海道に行かない、そのようにも当時よく言われていた話ですけれども、今になって私、東北にもそういう松くい虫が、傾向が見受けられてきたと、そして24年度以降、また増加傾向にあるという話も聞いております。

そういう中で、大衡村の小学校周辺の松くい虫の被害対策のご質問ですが、現状では、小学校敷地内及び隣接する学びの森公園内の松が松くい虫の被害を受けており、その対策が必要となっているということあります。ですから、議員さんが言われているとおりですね。被害の蔓延を防止するために、学校西側の被害木につきましては、平成26年度の小学校改修工事にあわせて伐採し、処分を実施しております。

また、その以外の被害木につきましては、平成27年度に宮城県市町村振興総合補助金というものがあるものですから、その補助金を活用して合計132本の伐採の駆除を行う予定になっております。こんなにしたら、なくなるんでないかと思うけれどもね、132本ですね。

また、大衡村のシンボルである「ときわの松」につきましては、中学校の敷地内であり、また大衡村松くい虫被害対策実施計画の区域に入っていないことから、毎年、教育委員会において、活根肥料注入及び植物活力素というんですかね、樹幹注入によって樹勢回復を図るとともに、中学校周辺の松を含めた殺虫剤を散布し、松枯れの原因となる、先ほど議

員が言ったマツノザイセンチュウ、あるいはマツノマダラカミキリ、駆除を実施して、蔓延の防止を図っておるところであります。

また、「ときわの松」につきましては、4年に1回、樹幹注入によってマツノザイセンチュウの防除を実施するなど、宮城県林業技術総合センターの指導を仰ぎながら、松くい虫被害に遭わないよう適切な予防措置を実施しているということでありますので、まあ、これ、今担当からいろいろ話を聞くとですね、やっぱり松の木には、弱らせないと、点滴なんかして元気にしていくということが予防にもなるような話も聞いております。そういうこともこれからも必要なのかな、人間も体が弱ってくるとそこに病気が入ってくるのと同じような性格のものかなと、そのようにも感じさせられました。

次に、幹線道路や歩道に影響を与える松枯れなどの撤去についてのご質問であります、村では視距の確保が必要な場所や、積雪によって枝が倒れるなどによって交通に支障が生じることが予想される箇所については、地権者の了解を得ながら枝打ちや除草などを行っております。

ことし1月に、中央自動車道において、道路敷地外からの倒木によって高速道路が塞がれ、普通貨物自動車が当該倒木に衝突して、運転手が死亡したという事故が報道されました。このことを受けて、松に限らず道路敷地外の立木の倒木等々による交通事故の発生や、安全な通行に影響を及ぼす可能性の高いものにつきましては、未然に防ぐ対策の徹底が求められております。具体的に、再発防止対策につきましては、現在、国において検討されているところでありますが、村といたしましても、道路の安全確保のため、現況の調査を予定しております。

なお、もしだすね、議員さんが具体的な場所、こういうところもあるよということあれば、お知らせいただければありがたい限りであります。

次に、村全体の松くい虫被害防止対策についてであります、現在、大衡村松くい虫被害対策地区実施計画に基づいて、宮城県松くい虫被害対策事業推進計画に位置づけられた松林への対策を実施しているところでありますが、それ以外の松林の被害防止対策をどのように実施していくかという点につきましては、実施自体が村なのか、所有者なのか、また被害の実態の確認、あるいは財源を含めた予算措置なども必要になってくるんじゃないかなというふうに思っております。国や県と連携しながら、支援等について情報を得て、考えてまいりたいと、このように思っております。

議長（萩原達雄君）　高橋浩之君。

7番（高橋浩之君） 村当局が、この松枯れによる被害木の撤去なりなんなりということをやっていることは、十分承知してお伺いしているわけなんですけれども、例えば小学校敷地内の松枯れ被害というのは相当進行していると思います。今、村長からも答弁ありましたように、132本ですか、そのように27年度も行うというような対応でございますけれども、もっと早くしてもらわなくてはいけないのではなかつたのかと思います。松枯れ被害は、その木ばかりではなくて、その周辺に与える影響も大きいわけで、もっと早くしてほしいというような判断をしています。

それから、4号線、蕨崎地区の松並木も、症状は結構深刻であります。大雪や強風によって、よく枝折れなどが、被害が発生しなかつたなというような感想を、私は持っております。それから、昭和万葉の森なんですけれども、ここももう既に松枯れ被害が発生しております。これから、松の松枯れ被害というのは、気温が高いと進行しやすいというような状況でもありますので、これから拡大が懸念されるところであります。

アカマツは、大衡村の村木でありますし、大衡村民歌や中学校校歌にも歌われております。また、大衡村を紹介するときに、歌枕のように使われております「万葉の里・おおひら」、これは本家本元の万葉集でも、松の木を読み込んだ歌が81首もあります。このように、大衡村の村木であり、象徴でもある「ときわの松」や万葉の森の森林を守るため、防除作業は今後とも実施されていくでしょうけれども、その周辺の環境を整備することも重要だと思っております。

冒頭の説明でも申しましたけれども、青森県では松くい虫の被害を防いでおりますけれども、どうやってやっているかというと、幅2キロにわたって松の木を伐採して、マツノマダラカミキリが飛来しないよう防除帯をつくったそうであります。2007年以降の情報は把握しておりませんけれども、予防策として薬剤の注入や散布という方法だけではなく、被害木の早期撤去はカミキリムシ拡散防止の有効な手段ではないかと思います。村長の考えを改めてお伺いするとともに、被害木の伐採は、枝折れや倒木による事故の抑制策でもあります。カミキリムシは、所有者が誰であろうと構わず侵食してまいりますので、山林等は「宮城の松林健全化事業」の補助によって防除対策は行われておりますけれども、人が暮らす平地の対策がおくれてしまうのではないかと心配するところであります。

村長は、個人の所有地や企業の敷地内であっても、被害木によって周辺に危険が及ぶようであれば、村主導で伐採、薰蒸処理をされる気持ちはあるのか、改めてお伺いします。

議長（萩原達雄君） 村長。

村長（跡部昌洋君） それではまず、担当課長からですね、先ほども私も申し上げました、大衡村の今、松くい虫の状況、申し上げましたけれども、またさらに詳しく担当課長から。その後、答弁させていただきたいと思います。

議長（萩原達雄君） 農林建設課長。

農林建設課長（齋藤 浩君） それでは、村内の松くい虫による被害の状況等についてのご質問でございますので、状況等についてご説明をさせていただきます。

まず、県のほうで、県内の松くい虫の状況等についての被害状況というものを取りまとめておりまして、今現在、県のほうからいただいている資料によりますと、平成25年が直近の資料ということになってございまして、本数で169本が被害木、材積で108立米というような形の被害ということで、大衡村については把握されているというようなことでございます。

それで、被害木に対しましての、どういったことができるのかというようなものがございますけれども、お話の中でも出ておりました伐倒駆除、あとは特別防除、空散ですね、航空散布によるヘリコプター等の航空散布、あとは地上散布、あとは樹幹注入と樹種の転換、あとは森林機能の回復ということで、そういった対策がとられるということでございます。

それで、大衡村の、県のほうのですけれども、県の宮城県松くい虫被害対策事業推進計画というのがございまして、その中で、それぞれの松林について、どういった地区かというものが指定されております。その中で、大衡村では、万葉の森周辺、万葉の森ですね、万葉の森についてが、高度公益機能森林という形で指定されておりまして、それ以外に大衡村では、地区保全森林、あとは地区被害拡大防止森林というような形で、それぞれ地区が指定されてございまして、それが公表されてございます。そこを中心に被害木の対策を行うという形になってございまして、それらの地区に対しまして、村のほうでも防除措置と伐倒処置を行っているということでございます。

それで、質問のほうでありました小学校につきましては、既に答弁のほうでお話ししたように、被害木を26年度の工事にあわせて一部伐採したところがございまして、27年度の予算において132本の伐採、伐倒駆除を行うということを計画してございます。

また、それについて、もっと早くというようなご指摘もあったようですが、一旦、赤くなり始めますと、すぐにもう進行してしましますということがございまして、去年のうちにも一旦見ておりましたけれども、さらに予算を確保する段階で再度確認したところ、広

がりがあったということで、今回132本の伐倒駆除を予定しているということでございます。

あと、国道4号線の大崎市との境のところの松林の関係ですけれども、それにつきましては道路に倒木の危険があるということを受けまして、あそこにつきましては仙台河川国道事務所の維持出張所、そちらのほうが伐採に向けて今調整を行っているということでお聞きしてございますので、近々、民地の部分に立っている松でございますけれども、それについては国の方で、その措置を今検討しているというようなお話を聞いてございます。

次の昭和万葉の森の被害についての対策でございますけれども、こちらは先ほど言ったように高度公益機能森林ということで、県の方で国の方の予算を受けながらといいますか、県単事業とあわせながら防除作業をやってございまして、こちらは地上散布をして被害の拡大防止を図っているということでございました。

あと、「ときわの松」につきましては、先ほどの村長の答弁でも言ったとおりですけれども、それぞれ……、活根肥料の注入と、あと殺虫剤の地上散布、あと樹幹注入ということで活力素を注入しての元気回復を図るといったようなことと、あと4年に1回ですね、松の木の中にいるマツノザイセンチュウ、それを駆除するための樹幹注入、こういったものを実施して、防除といいますか、予防に努めているというようなことでございます。

あと、最後に、民地の松の関係でございますけれども、国の補助事業につきましては、先ほど言った高度公益広域森林でありますとか、その被害の指定になったところというのがメインでございまして、そちらに指定になっていないところについては、その補助は受けられませんけれども、宮城県の市町村振興総合補助金、そちらの方の活用は可能というところもございますので、そういった場所、被害木があるということであれば早目に教えていただきまして、そちらの方での対応、あるいは村での対応ということについて検討していきたいという形で思っているところでございます。以上です。

議長（萩原達雄君）　高橋浩之君。

7番（高橋浩之君）　今回の私の一般質問は、至ってシンプルであります。

大衡村の豊かな自然環境を象徴している「ときわの松」、昭和万葉の森を保護するための、松枯れした木を処置していただきたいという観点でございます。

改めて、村長の大衡村の村木に対する思いと、それを守るための対策をお伺いします。

議長（萩原達雄君）　村長。

村長（跡部昌洋君）　確かに、大衡村の村木は松ですから、松がなくなったらですね、村木の意

味がないんじゃないかなと思いますけれども、本当に松くい虫、私の自宅のもそうなんですね。何か枝が枝折れしたら、すぐに今度、松、松くい虫害になっちゃってですね。

だから、やっぱり活力を、松の木に活力を上げるのが一番の予防かなと常々思っておりますけれども、ただ、本当にやっかいなものの松くい虫なものですから、村としてもできる限りの対応は、今までしてきましたし、これからもしなくてはというふうには思っておりますので、今回、先ほども申し上げたとおり、学校周辺のまづ木の伐倒ですよね。あとは、いろいろな箇所を見ながら、予防も重ねながら進めてまいりたいと、このように思っておりますので、なお、いい場所、ああ、いい場所じゃない、大変、松くい虫がうんと発生しているというような、もし箇所がありましたから、情報などをお寄せしていただければありがたいなと、このように思っております。

議長（萩原達雄君） ここで休憩いたします。

再開を2時半といたします。

午後2時12分 休憩

午後2時30分 再開

議長（萩原達雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、通告順位3番、赤間しづ江君、登壇願います。

〔6番 赤間しづ江君 登壇〕

6番（赤間しづ江君） 通告順位3番、赤間しづ江でございます。

私は、役場内のハラスメント対策について、お伺いをしたいと思っております。

一問一答方式でお願いいたします。

自治体職員の表情で、その町の状況がわかる。職員が生き生きとして仕事に励んでいる姿は、そのまちの行政サービス満足度を推しはかるバロメーターとも言われています。

伸び行く大衡村の発展を支え、5,700村民の福祉を担う職員が、心身ともに健康で、持てる力を存分に發揮するためには、働きやすい健全な職場環境、雰囲気のよい職場、その確保が不可欠です。

事務量もふえ、処理にスピード感を持って当たらなければならない時代になっており、職員の数も80人を切って78名と伺っております。そういう状況の中、職場にハラスメントがあれば、職員の能力は十分に発揮されません。住民サービスにも影響が出てきます。

近年、民間企業など、事業所などのハラスメント、パワハラ、また最近のニュースでは、2月下旬、大阪「海遊館」の幹部職員によるセクハラ、これの最高裁の判断が出され注目を集めています。民間企業などは、ハラスメント対策に躍起となっております。男女協働参画社会の施策を推進する公共団体であれば、なおさらのことです。

しかしながら、誰もうらやむ公務員の現場が、このところ深刻な状況になっているのではないかと思われるのです。それは、定年を前に退職する職員が続けて出てきていること、心の病で休暇をとらなければならない職員が出ていること、昇進を望まない職員がいると聞く、慢性的な残業など、これはなぜなのでしょうか。

そこで、職場のハラスメント対策の重責を担っている村長に、次の4項目について質問いたします。

平成26年3月3日、訓令第1号、大衡村職員ハラスメント防止要綱、これは機能しているのでしょうか。

2番目、ハラスメントの状況把握、これをどのように行っているのでしょうか。

項目の3番目、ハラスメント防止対応への取り組みはどう行ってきたか。

4番目、ハラスメントは、憲法で定める基本的人権の侵害です。村長の認識を伺います。

以上について質問いたします。

議長（萩原達雄君） 村長、答弁願います。

村長（跡部昌洋君） 副村長から答弁させます。

議長（萩原達雄君） 副村長。副村長ね。（「はい、そうです」の声あり）はい。（「後」の声あり）

〔副村長 伊藤俊幸君 登壇〕

副村長（伊藤俊幸君） それでは、お答えをいたします。

ご質問にもありますように、公務を担う職員が心身ともに健康で、男女ともに働きやすい職場環境をつくることは、必要不可欠なものであります。そのような観点から、本村におきましても、平成26年3月に大衡村職員ハラスメント防止要綱を制定したものであります。

職員がお互いの人格を尊重し合い、大切なパートナーであることを深く認識することにより、職員間のハラスメントは未然に防げるものと考えております。

しかしながら、昨今では、社会や家庭環境の変化によるものか、性的言動や上司からの注意などがハラスメントに受け取られてしまう風潮にあるようです。とりわけ、厳しい注

意や指導・指示がハラスメントとなるケースもあるようですが、注意や指導、あるいは指示といったものが、あくまでも業務の範囲内であれば、ハラスメントには該当しないものと認識しております。

役場内におけるハラスメントに係る事案は、現在まで確認されておりませんので、これからもそのような事案が発生しないよう、職員に対しまして、この要綱の趣旨を徹底してまいりたいと考えております。

議長（萩原達雄君） 赤間しづ江君。

6番（赤間しづ江君） 大衡村では、職員のハラスメント、それから防止策、それから教育委員会でもハラスメント防止要綱を定めております。その中には、ハラスメント防止に対する指針、ガイドラインというものも設けられています。もし、新しい26年度版の例規集をお持ちであれば、1270ページから1273ページを参考までにご覧いただければ幸いです。

それでは、自治体が、職員に限ってのハラスメント防止策をそのように定めているというのは、すばらしいことだと思います。しかし……（不規則発言あり） はい。

では、ただいま副村長から答弁をいただきましたが、今度は村長に答弁をしていただきたいと思います。簡単にお答えください。はいか、いいえか、わからないでお答えください。村長は、この職員ハラスメント防止要綱をご存じですか。

議長（萩原達雄君） 村長。

村長（跡部昌洋君） はい。

議長（萩原達雄君） 赤間しづ江君。

6番（赤間しづ江君） このハラスメント防止要綱の「職員」、定義の中で、この要綱は村長にも適用されるのですか、伺います。

議長（萩原達雄君） 村長。

村長（跡部昌洋君） 私のこと。じゃ、副村長から答弁させます。

議長（萩原達雄君） 何。（「副村長」の声あり）

副村長。（「そっちのほう専門だから、コンプライアンス」の声あり）

副村長（伊藤俊幸君） これは、職員について定めたものでございます。

議長（萩原達雄君） 赤間しづ江君。

6番（赤間しづ江君） この定義の中で、「職場」というところがあります。ここには「職員が職務を遂行する場所をいい」と書いてございます。それで、ここには、臨時任用職員、それから非常勤職員を含むと書いてあります。

大衡村役場という職場は、村長がいて成り立っているんだと思うんですが、そういう意味で、どうして職員だけのものなんですか。村長は入らないんですか。

議長（萩原達雄君） 副村長。

副村長（伊藤俊幸君） この要綱につきましては、あくまでも職員が勤務する職場をいっていますので、そのことについての定めでございます。

議長（萩原達雄君） 赤間しづ江君。

6番（赤間しづ江君） この防止要綱、「ハラスメント」には、セクハラ・パワハラ等も含まれますか。

議長（萩原達雄君） 副村長。

副村長（伊藤俊幸君） 定義の中には、入ってございます。

議長（萩原達雄君） 赤間しづ江君。

6番（赤間しづ江君） この要綱によりますと、「ハラスメント」、相手がはっきり「嫌だ」と言わないセクハラ・パワハラも含まれますか。

議長（萩原達雄君） 副村長。

副村長（伊藤俊幸君） それは、私も、答えることはちょっと控えさせていただきます。

議長（萩原達雄君） 赤間しづ江君。

6番（赤間しづ江君） わからないんでしょうか。第3条7号、「ハラスメントであるか否かについて、相手からいつも意思表示があるとは限らないこと」とあります。

次に、要綱によれば、出張先のハラスメントも含まれますか。

議長（萩原達雄君） 副村長。

副村長（伊藤俊幸君） 「実質的職場の延長線上にあるものを含む」となっております。

議長（萩原達雄君） 赤間しづ江君。

6番（赤間しづ江君） それでは、親睦会、宴席でのハラスメントも含まれますか。

議長（萩原達雄君） 副村長。

副村長（伊藤俊幸君） 要綱にあるとおりでございます。

議長（萩原達雄君） 赤間しづ江君。

6番（赤間しづ江君） 要綱の第7条の2、「事実関係の調査、確認及び必要な措置を講ずる」とあります。ハラスメントの存在がわかれれば、調査しなければいけません。村長は、ちゃんと調査しますか。

議長（萩原達雄君） 村長。

村長（跡部昌洋君） 副村長から答弁させます。

議長（萩原達雄君） 副村長。

副村長（伊藤俊幸君） それは、事案が発生した場合の対応だと思います。

議長（萩原達雄君） 赤間しづ江君。

6番（赤間しづ江君） 先ほど、実態の、実態というか、事案の発生はないというお答えだったと思います。

それで、2項目めの実態把握をどうしているかについて、移りたいと思います。

ハラスメント、この把握状況については、最高責任者たる村長は、その状況を把握する義務があります。先ほど、大衡村役場で、これまでハラスメントの実例については、いえという答えだったと。それでいいんですね。

議長（萩原達雄君） 副村長。

副村長（伊藤俊幸君） 確認をしておりません。確認されておりませんということですけれどもね、はい。

議長（萩原達雄君） 赤間しづ江君。

6番（赤間しづ江君） それは、本当ですね。確認をしていないと。（「していない」の声あり）していないんですね。（「していない」の声あり）

議長（萩原達雄君） 副村長。

副村長（伊藤俊幸君） 事案は、発生していないということでございます。

議長（萩原達雄君） 赤間しづ江君。

6番（赤間しづ江君） この防止要綱の第4条、「所属長の責務」というのがあります。これは、副村長、総務課長も含まれますか。

議長（萩原達雄君） 副村長。

副村長（伊藤俊幸君） これにつきましては、あくまでも課長職が対象となるものでございます。

議長（萩原達雄君） 赤間しづ江君。

6番（赤間しづ江君） 防止要綱第5条によりますと、「相談員の設置」というのがあります。職員10名以内、いわゆる身内の構成メンバーということになります。ハラスメントについては、相談員に相談したものだけが、村で対応すべきハラスメントなのでしょうか。

議長（萩原達雄君） 副村長。

副村長（伊藤俊幸君） 要綱上は、そのようになります。

議長（萩原達雄君） 赤間しづ江君。

6番（赤間しづ江君） 第6条、「相談等の申出」、このところでは、上司への相談も含まれるのではありませんか。

議長（萩原達雄君） 副村長。

副村長（伊藤俊幸君） 上司への相談につきましては、第4条の「所属長の責務」の第4項に入っています。

議長（萩原達雄君） 赤間しづ江君。

6番（赤間しづ江君） 部下から、ハラスメントについて相談されました。所属長が相談を受けても、「俺は知らない」と言えば、それはそれで違反ですか。

議長（萩原達雄君） 副村長。

副村長（伊藤俊幸君） 所属長につきましては、この要綱上では、「相談又は苦情があった場合は、迅速、かつ適切に対処すること」となっておりますので、この要綱に乗って対応するものと思っております。

議長（萩原達雄君） 赤間しづ江君。

6番（赤間しづ江君） 先ほど、ガイドラインのお話をいたしましたが、そのことも頭に入れて、村長、お答えいただきたいと思います。村長は、職員にパワハラをしたことがありますか。

議長（萩原達雄君） 村長。（「何だこれは。議長、おかしいぞ」の声あり）

村長（跡部昌洋君） 大変失礼な話じゃないですか、何か、議会で。（「うん、おかしい、こんな、こんな質問、おかしい」の声あり）

議長（萩原達雄君） 赤間しづ江君。（「異議」「異議だ、異議」の声あり）

6番（赤間しづ江君） それでは、村長は、職員にセクハラをしたことがありますか、防止要綱のガイドラインの。

議長（萩原達雄君） 村長。

村長（跡部昌洋君） 失礼な話じゃないですか。（「ちゃんと質問になっていない」の声あり）

議長（萩原達雄君） 失礼な話って……。（「議長、注意しろ」「聞くほうが失礼な話です」の声あり）

赤間しづ江君。（「質問せんか」「議長、注意しなきやだめだよ。野次を飛ばされるだけだよ」の声あり）

6番（赤間しづ江君） 副村長と総務課長が、昨年、ハラスメントの相談に対応しなかったことをご存じですか、村長。

議長（萩原達雄君） 村長。

村長（跡部昌洋君） 何の話でしょうかね、はい。

議長（萩原達雄君） 何……、ちょっと待ってください。さっきから外野、外野でいろいろあります、整理します。

赤間議員が質問していることを、何ていうんですか、遠藤議員が、そんなものやめろと言っている。それで村長は、失礼な話だと言っているというのも、ちょっとおかしな話であって、質問していることに対して、なかつたら、ないですよという答えでいいんだと私は思います。知らないなら、知らないでいいんだと思います。（「そうだ」の声あり）それを、失礼な話ですよというのでは、どうもだめですね。（「そこのだから」の声あり）

それで、10番の遠藤昌一議員も、やめろと言うのもおかしいですよ。（「やめろって、失礼な話……」の声あり）別に、別に、こういうことがあったのか、ないのかどうかと言っているわけですから、なればないって答えるのが普通だと私は思います。なので……（「はい、ます」の声あり）はい。

そういう意味で、村長も答えてください。（「はい」の声あり）

赤間しづ江君。

6番（赤間しづ江君） 防止対応に、どう取り組んできたかについての質問をいたします。村長の認識を伺います。もし、幹部がハラスメントに対応しなかったら、その相談を受けたり、報告など。村長は幹部にどう指導なさいますか。具体的に回答してください。

議長（萩原達雄君） 村長。

村長（跡部昌洋君） どう指導しますか。まあ、要綱にのっとって指導していくほかないと思います。

議長（萩原達雄君） 赤間しづ江君。

6番（赤間しづ江君） ハラスメントにきちんと対応しないような上司、幹部、これは役割を果たしていないのではないかと思うんですが、どうなんでしょうか。

次に、ハラスメントの結果、メンタルヘルス、いわゆる心の病気、精神の病を、あることを知っていますか、村長。

議長（萩原達雄君） 村長。

村長（跡部昌洋君） まあ、そういうことはね、たまにはいろいろなもので聞きますけれども。

議長（萩原達雄君） 赤間しづ江君。

6番（赤間しづ江君） 今、役場では、心の病で病気休暇をとっている職員がいますか。

議長（萩原達雄君） 村長。

村長（跡部昌洋君） ……えつ。

議長（萩原達雄君） 村長と……、ああ、副村長。（「副村長」の声あり）

副村長。（「病でって、今、」の声あり）

副村長（伊藤俊幸君） 体調不良ということで、休んでおります。

議長（萩原達雄君） 赤間しづ江君。

6番（赤間しづ江君） 体調不良ということの理由。はい、わかりました。

その原因が何であるか、まあ、体調不良は体調不良。そのハラスメントであるというこ
とは知っていますか。

議長（萩原達雄君） 副村長。

副村長（伊藤俊幸君） それは、全然、私どもは知りません。

議長（萩原達雄君） 赤間しづ江君。

6番（赤間しづ江君） 大変言いにくい質問でございます。

例えば、村長も含む職員同士で、出張先で性的行為をされたという苦情があった場合、
村長はどう対応しますか。（「質問」 「だめだ、議長、とめろ、そういうんでは」
の声あり）

議長（萩原達雄君） ちょっと何か生々しい発言がありましたけれども、それでいいんですか。

赤間議員、今の質問でいいんですか。

6番（赤間しづ江君） 例えば、はい。

議長（萩原達雄君） 誰ですか、答えるのは。村長。ああ、副村長。はい、どうぞ。（「あので
すね……」の声あり）ああ、村長。はい、村長。

村長（跡部昌洋君） 例えばの話等々には、お答えするつもりはございません。

議長（萩原達雄君） 赤間しづ江君。

6番（赤間しづ江君） お答えくださらなくとも、しようがないんですが。

また、例えばで行きます。大衡村と村長が、ハラスメントに基づく損害賠償を受けた場
合、村長はどう対応なさいますか。

議長（萩原達雄君） 村長。

村長（跡部昌洋君） 先ほども言ったとおり、例えばの話にはお答えできません。

議長（萩原達雄君） 赤間しづ江君。

6番（赤間しづ江君） 村長のハラスメントに対する認識について、もう一度確認をいたします。

ハラスメントは、今、大きく取り上げられるようになりました重要問題であることは、村長はご存じですか。（不規則発言あり）

議長（萩原達雄君） 村長。

村長（跡部昌洋君） 先ほど、副村長が言ったとおりです。

議長（萩原達雄君） 赤間しづ江君。

6番（赤間しづ江君） ハラスメントについては、国家公務員に対しては、国の「人事院規則の10-10（セクシュアル・ハラスメント防止等）」の運用及びガイドライン、平成11年に制定されていますけれども、それでの対応が求められているということは、もちろんご存じだとは思うんですが、村長、わかっていますね。お答えください。

議長（萩原達雄君） 村長。

村長（跡部昌洋君） 先ほど、副村長が言ったとおりの内容でございます。

議長（萩原達雄君） 赤間しづ江君。

6番（赤間しづ江君） ハラスメントについては、男女雇用機会均衡法の第21条でも、職員を使う側が対応する必要があるということはご存じですか。

議長（萩原達雄君） 村長。

村長（跡部昌洋君） 先ほど、副村長が言った内容と同じだと思います。

議長（萩原達雄君） 赤間さん、ずっと同じような質問をしていますけれども……（「間もなく終わります」の声あり） これでいいんですか。（「はい」の声あり） そうですか。

それでは、赤間しづ江君、どうぞ。

6番（赤間しづ江君） 最後に、村長、あなたは、ハラスメントを絶対していないと誓いいただけますか、ここで。誓えますか。（「何言ってんの」の声あり）

議長（萩原達雄君） 村長。

村長（跡部昌洋君） 当然じゃないでしょうか。

議長（萩原達雄君） いいですね。（「はい」の声あり）

次に、通告順第4番、山路澄雄君、登壇願います。

〔11番 山路澄雄君 登壇〕

11番（山路澄雄君） 通告順位4番、山路澄雄が、ただいまより、通告しておりました「元職員による横領・詐欺事件の隠ぺいを行い、虚偽の答弁を繰り返してきた村長の責任を問う」という件名でございます。

まず、第1点は、去る12月24日ですね、平成26年の12月24日、村長より全員協議会の招

集が要望され、大衡村議会全員協議会が開催されました。

その中で、村長は、いわゆる検察庁の処分が確定したと、それでみずからこれまでの行動について説明したいということで、全員協議会が招集されたわけでございます。

まず最初に、村長は、平成24年5月26日の河北新報で、村水道事業会計において400万円の着服事件の記事が掲載された。これを発端とする元職員による横領・詐欺事件において、去る26年12月24日開催の全員協議会で、これを、概要といいますか、検察庁の処分等について報告があったわけでございます。

村長は、これまで3年3カ月以上も、この隠蔽の事実をひたすら隠してきたわけでございますが、その事実を村民及び議会に対して認めようとしなかった。いわゆる虚偽の答弁を繰り返していたわけでございます。

この事件、村長の全員協議会の席上での答弁によりますと、お話によりますと、平成23年9月中旬に、領収不明金が確認されたと、元職員による、水道事業会計の領収不明金が確認されたと。

それから、平成24年5月28日開催の議会全員協議会において、これは河北新報の記事を受けて開かれた全員協議会でございますか、真実と異なる答弁を行ったなどに刑事告発を受けたが、平成26年12月15日付で、仙台地方検察庁で不起訴処分となったと、そういう報告がありました。

平成23年10月ごろ、元職員の業務上横領の事実を知ったのであるが、金額も400万円を超えることを知っていたと、そのように村長は述べられました。

その後、担当職員に指示し、横領金額を90万円程度とし、事務処理の怠慢による金の処理の不始末という始末書を作成させたと。その始末書を添付して、分限懲戒委員会に諮問を行い、平成24年1月25日付で、元職員に対する分限懲戒処分を行ったと。その処分の内容は、減給6カ月（10分の1）、主任から主査へ降格ですか。次に、都市整備課より保健福祉課へ異動ということです。

検察庁へ書類送検されたほかの職員がおりますが、この方々は公文書偽造、同行使ということで、村長は、職員に非はないと、全て私の責任だと、私の命令で、指示でこのようなことをしてしまったと、村長はみずから責任を認めているわけでございます。そして、職員に非はない、全て私の責任だと、今後はさまざまな機会を捉えて、村民の皆様方に報告していきたいと、そのように述べられました。

その後、新年度になりますて、各地区の総会の席で報告したいと考えているとおっしゃ

っていましたが、また、臨時議会の招集をして、村民の方々に報告したいと、そのようにおっしゃってもいましたが、その後ですね、何事もアクションを起こしていないわけです。

村長は、以上の要旨で発言をなされました。横領事件の真実を知ってから3年3ヵ月の間、事件を隠蔽したことをようやく認めたのであります。まだ、村民の方々に正式に報告と謝罪をなさっていません。

私は、この問題についてはやはり、村長は全員協議会を招集して、自分の非を認めたのありますから、速やかに何らかの謝罪並びに事件の全般の詳細なる報告がなされるものと思っていましたが、いわゆる新年度の新年の挨拶、それから村の広報の新年の挨拶にも何ら触れていませんでして、また臨時議会も招集されておりません。3月議会、今日まで、事件の全容を村民の方々にちゃんと報告し、謝罪を行っていないものであります。村長には、いわゆる検察庁で不起訴処分ということが決定されていますが、村民の方々に説明を行うという、いわゆる説明責任を果たしていないと思います。

元職員に対する処分については、極めて温情的、軽微なものととどめたが、元職員は、平成19年10月発覚の、これまた水道事業会計における不始末が発覚しております。懲戒処分を受けているものであります。いかに職員が震災時に一生懸命努力したといいましても、やはり何回もこのような事件を繰り返す職員をなぜかばって、非常に組織ぐるみで隠蔽してかばっていかなければならなかつたのか、村民の多くの方々は理解に苦しんでいるであります。やはり正式な謝罪と報告が早急に求められていると思いますが、村長はどのように考えているのでしょうか。

次に、村長は、みずから幹部職員に指示して、「97万円の単純な置き忘れ」としたが、97万の金額の根拠は何か、誰がそのような答弁書を作成したのか、また村長はどのようにこの答弁書にかかわったのか、その概要をお聞かせください。

次に、平成24年6月22日付の随時監査報告書は、これは監査実施月日は24年6月21日ですね。監査の内容は、職員の不正受領事件についてであります。監査の方法は、担当課長である都市整備課長から、これまでの経緯と事件の内容を詳細に聞き取り、関係書類・証拠書類等の照合等の監査を実施したと。このいわゆる誤った監査に至った、非常に監査委員も欺かれたと、このような監査を行うに至った村長の指示が、どのようなものであったかお聞きします。村長は、みずから幹部職員に指示、隠蔽工作を行つたことを認めているが、元副村長、元総務課長、元都市整備課長に、どのような指示を行い、どのような行動をとらせたのか、報告を求めるものであります。

3番目の項目として、村民・議会を欺き、村民の信頼を裏切り、「大衡村」のイメージを大きく失墜させた責任は極めて重大であります。元職員の横領詐欺事件を、発覚当初より幹部職員に指示して、400万円を超える業務上横領、これまた400万円を超える水道工事業者に対する詐欺事件を「単なる置き忘れ」とし、また詐欺事件を司法当局へ告発しなかった、村長を頂点とする隠蔽工作の事実は、極めて悪質であります。

大衡村は、跡部村長個人の所有物ではありません。5,700人の村民の大切な心のふるさとであります。公正で平等な自治の村であります。事件の発覚当初は、河北新報の記事は記者が勝手に書いているものであるとし、否定的に答弁していた、その答弁を繰り返していた村長でありますが、村、また出てきますが、村監査委員の随時監査についても担当課長に偽りの報告をさせて、これは都市整備課長ですね、結果的に誤った監査報告を作成させたものであります。

平成24年6月26日、平成24年第3回定例会一般質問の赤間しづ江議員に対して、赤間しづ江議員は、全容を解明と村民の納得できる説明を求めるという質問を行いましたが、村長は「処分はしたので、これで終結したい」と、そのようにおっしゃいました。

また、山路が、職員の犯罪は告訴、告訴・告発すべきと質問しましたところ、村長は「懲戒処分を行い、弁済されたので、告訴はしない」と答弁なさいました。

それから、平成24年8月17日、元職員を詐欺罪で大和警察署に告発、平成25年9月4日、跡部村長を犯人隠避で大和警察署に告発し、それで受理されました。職員の場合は、仙台地方裁判所に起訴されまして、懲役2年、執行猶予4年という有罪判決を受けていますが、村長はこのたび、犯人隠避については不起訴処分となったわけでございますが、検察庁の見解としては、いわゆる起訴できなかったのは、このような事件の判例が存在しないということで、非常に起訴できなかったということですが、判例をつくるために起訴をお願いしたんですが、なかなか、99.8%勝てない裁判はしないということでありまして、私たちは不起訴処分に不満であります、検察審査会に提訴するかと思いましたが、3年の時効の壁に挟まれ、提訴できなかったものであります。

大きな3点を質問しました。特に3番目の、村長は「大衡村」のイメージを大きく失墜させた責任はきわめて重大であります。村長の進退を含め、今後の対応を伺うものであります。

以上です。

議長（萩原達雄君） 村長、答弁願います。

〔村長 跡部昌洋君 登壇〕

村長（跡部昌洋君） まずもって、今回の不祥事につきましては、大変申しわけなく、議員の皆様方に、並びに村民の皆様に、改めておわびを申し上げる次第であります。

なお、ご質問の件につきましては、昨年の12月15日付で仙台地方検察庁より不起訴処分の判断が下されましたので、12月24日にですね、まあ、これも、12月の議会中だったら議会でもお話しすればよかったんですけども、議会が終了した後のことになりますので、12月24日で大衡村議会全員協議会をお願いをし、そこで開催していただきました。その中で、報告と謝罪をさせていただきました。

また、監査委員の方にも、自宅に訪問して、報告と謝罪をさせていただきました。

さらには、各地区の総会、当時1月には各地区の総会がめじろ押しにありましたので、その総会の席上、あるいは私が行けなかった地区については、私のメッセージとして謝罪と報告をさせていただきました。

さらには、各種団体の総会の席上においても、報告と謝罪をさせていただいたものが全てでありますので、今後、このようなことのないように、二度と起こさないように、反省を忘れずに、大衡村の発展のために全身全霊を傾注しながら職責を全うしたいと、このように考えております。

また、みずからをじするために、今定例会に給料の減額の条例を提案した次第でありますので、そちらのほうもよろしくお願い申し上げたいと思います。

議長（萩原達雄君） 山路澄雄君。

11番（山路澄雄君） 村長は、地区の総会に出席して、メッセージを述べられたとおっしゃいますが、村長みずから出席なさった地区は、うちだとどちらですか。

議長（萩原達雄君） 村長。

村長（跡部昌洋君） いや、何ぼあったかね。半分ぐらいは、半分以上はあったんじゃないかなと思いますけれどもね。

議長（萩原達雄君） 山路澄雄君。

11番（山路澄雄君） つい最近のことですが、記憶もなくなつたんでしょうかね。

教育長と副村長が大分多く回ったようですけれども、あのようなペーパー1枚のですね、報告といいますか、謝罪といいますか、あんまりにも誠意のない村長の、いわゆるこの事件に対する姿勢ではないかと思うんですよ。きちんとですね、無線放送がありますから、新年のご挨拶の中でも触れることがある。そういうのが嫌であれば、きちんと村の広報

「おおひら」で触れられて、自分の責任というものをきちんと村民の方々に示すべきはなかったかと思うんですが、半数ぐらい行ったということですか。それは、村長、私は違うと思いますね。まだまだ村長は、村民に向かって謝罪もしていないし、報告もしていません。

それで、この事件の全容を、ずっと村長は否定してきました。それで、全員協議会で、「私が悪かった」と、「私が全て指示した」と。だから、あなたが全て指示をしたのであれば、どのような事件だったか。23年9月にはもう知っていたと言うんですからね、それはどのようにして、その職員を軽い処分にして過ごさせようとしたのか、その理由ですね、もう一度お聞きしたいと思います。

議長（萩原達雄君）　　村長。

村長（跡部昌洋君）　　理由等については、全員協議会で述べたとおり、そしてさらには、このように議会だよりもしっかりその理由を、載っておりますので、これ以上のことはございません。

議長（萩原達雄君）　　山路澄雄君。

11番（山路澄雄君）　　議会だよりを提示されましたが、人のふんどしで相撲をとっているようなもので、自分みずからですね、優秀なスタッフ、いっぱいいるんですから、事件の概要、あなたはどのような指示をしたのか、副村長にどのような指示をしたのか、総務課長にどのような指示をしたのか、都市整備課長にどのような指示をしたのか、きちんと報告書を作成してください。どうですか。

議長（萩原達雄君）　　村長。

村長（跡部昌洋君）　　全員協議会で話したとおりのことだけです。

議長（萩原達雄君）　　山路澄雄君。

11番（山路澄雄君）　　まあ、全協で愁傷なことを言っていましたね、涙こぼさんばかりにですね。あれは演技だったんですか。また昔の、不正のない跡部昌洋に戻りましたね。まあ、それはそれでいいでしょう。

あなたは、自分の犯した、この組織ぐるみ的な隠蔽工作、一つ間違えば犯罪行為になつたかもしれない。その隠蔽工作の全容を村民に説明する説明責任があるんですよ。議会にも迷惑をかけた、村民の方々にも迷惑かけたと。一番ひどいのは、村民の方々ですよ。「あんたところの村長さん……」、後は言いません。その後に続く話があるんですけどもね。ほとんど責任とつていませんね。もうたつたの、12月24日から2カ月ちょっとで、

そのようにまた昔に戻ったんですか。

まず、それでは、一つ一つ聞いていきますけれども、9月23日、9月23日に、どのような報告を、誰から受けましたか。

議長（萩原達雄君） 村長。

村長（跡部昌洋君） 全員協議会で述べたとおりでございます。

議長（萩原達雄君） 山路澄雄君。

11番（山路澄雄君） 誰から報告受けたとか、そういうことを全然述べていませんよ。職員名、報告を持ってきた職員名の名前をお示しください。

議長（萩原達雄君） 村長。

村長（跡部昌洋君） あのですね、何回も何回も、私、迷惑かけましたという、席上で話をし、そしていろいろな各種団体の席上でもおわびを申し上げました。ある何人かの方からは、「もういいわ」と、会合あるたびにですね、村長はそのような話をして、もうみんなわかったという話がありまして、私もですね、本当に申しわけなかったという話をさせていただきました。

それで、まあ、法治国家でありますので、皆さん方が告発されて、そして法的には不起訴と。私はこれで、この件にはもう一段落ついたと、このように思っておりますし、先ほど山路議員は、起訴されなくて残念だったと、そのように言われておりましたけれども、それは大変失礼な話じゃないかなと。法治国家でありますので、それ以上のことはないんじゃないかなと、そのように思っておりますので、改めておわびを申し上げ、全容については全員協議会でお話ししたとおりの内容、それ以上のこともございません。以上です。

議長（萩原達雄君） 山路澄雄君。

11番（山路澄雄君） まあ、そういうことであれば、そういうふうにお通しになっていいですけれども、いわゆるこの職員ですね、平成17年4月に、いわゆる水道会計のお金ですね、入金せず処分を受けていますがね、平成19年10月23日付で処分を受けていますが、処分の内容はどういう内容でしたか。村長が処分しているはずですから、わかるんですよね。

議長（萩原達雄君） 村長。

村長（跡部昌洋君） 前にも話したとおりじゃないですかね、処分というのはですね。

議長（萩原達雄君） 山路澄雄君。

11番（山路澄雄君） そういう職員がですね、温情で、新聞に載らなければ、あのままで保健福祉課で働いていたと思うんですよ。跡部村長は、自分の権力、権力を使ってですね、

部下職員に命じて隠蔽工作をしたと。これ、本人、あなたが認めているんですから、大変なものですね。事実を事実でないことにしていると。それが、民主主義国家、日本の国の自治体の長のやることでどうかね。どうですか。

議長（萩原達雄君）　　村長。

村長（跡部昌洋君）　　全員協議会で申し上げましたとおりであります。

議長（萩原達雄君）　　山路澄雄議員に申し上げます。何か押し問答で……（「進まないですか」の声あり）進まないので、話題、話題はいいんだけれども、何か角度を変えてですね、角度を変えてお話し、質問されてはどうでしょうかね。

　　はい、山路澄雄君。（「議会だよりでしゃべってんだから」「議会だよりはね、議会のものなんだよ」「いや、議会　　全部で」「ああいう、議会だよりをああいうので使ってだめなんだよ」の声あり）はい、静粛に。山路澄雄君。

11番（山路澄雄君）　　いわゆる今後のこともありますけれども、村長みずから処分をするということをおっしゃっているようですけれども、具体的には、どのような処分になるんですか。

議長（萩原達雄君）　　村長。

村長（跡部昌洋君）　　先ほど言ったように、今回の定例会に減額のを、皆さん方にお願いしたと
いうことでございます。

議長（萩原達雄君）　　山路澄雄君。

11番（山路澄雄君）　　自分は、訴追もされないし、天下晴れて自由の身と、そういうふうにおっしゃるんであれば何も、減俸処分も何も、する必要ないんじゃないですか。

　　私は、そのような2ヶ月程度の減俸より、村民がこうむった多大なるこの心の痛手とい
いますか、大衡村のこうむった痛手、これはあなたの責任なんですよ。トヨタの来た村が、
村長さんが、部下の幹部職員を使って、あったことをなかったことにしたと。検察庁も言
っているんです、認めているんです、事実はあったと。

　　私は、長々と質問したくありません。まあ、あしたも、そういう処分関係、あるよう
でけれども、あなたは、さまざま式典、学校の卒業・入学、成人式と、公的な正式な場
所で、祝辞、式辞、お祝いの言葉、さまざま述べますが、今の中学生・小学生もかなり情
報社会で生きていまして、大変、村長の立場、私はお気の毒だと思っていますよ。やはり
ですね、検察庁の処分がなかったからということで開き直るんじゃなく、5,700人の村民
に多大なる迷惑をかけたということで、一旦職を退いて、出直すというような覚悟がない
んですか。

議長（萩原達雄君） 村長。

村長（跡部昌洋君） 先ほど述べたとおりでございます。

議長（萩原達雄君） ここで休憩いたします。

再開は3時40分といたします。

午後3時27分 休憩

午後3時39分 再開

議長（萩原達雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、通告順5番、小川ひろみ君、登壇願います。

〔1番 小川ひろみ君 登壇〕

1番（小川ひろみ君） 通告に従い、2つの件を一括質問いたします。

まずは、「今後予想される待機児童対策は」と題して、ご質問いたします。

大衡は、いち早く認定こども園を設立し、子供や子育てを取り巻く環境の変化に対応してまいりました。

おおひら万葉こども園は、3年がたち、待機児童ゼロ、延長保育、一時預かり、障がい児保育事業、言葉の教室など、大衡独自の試みにも対応していただいております。そして、英語教育、音楽教育など、豊かな人間形成のための教育にも取り組んでいただいております。

ことし、27年度、塩浪地区宅地造成事業が行われます。その後、宅地分譲になる予定です。定住される方は若者世代であり、子育て世代と考えられます。そのことにより、子供の数がふえると考えられます。

近隣の自治体を見ますと、団地の開発により一時的に子供の数がふえ、対応に追われております。今年度4月から、地域型保育給付と施設型給付の認定こども園との子ども・子育て支援新制度が施行されます。そのことにより、地域型保育は市町村が新たに基準を設け認可し、財政は国が支援することになりました。

一時的な子供の増加による対応として、地域型保育の拡充に取り組むことを考えたはと思います。そのための人材の要請と支援の拡充が求められると考えますが、村長の考えをお伺いいたします。

次に、「桜の植樹を」と題し、ご質問いたします。

春の到来を感じる桜。日本を代表し、象徴する樹木であり、国の花とも言われるようす。

大衡中学校、中央公園、大衡城、牛野ダムなど、大衡の桜のすばらしさは、県内の方々はもちろんのこと、県外の方々からも喜ばれ、楽しみにしているとお聞きしております。

第5次大衡村総合計画、実施計画に、中央公園桜植樹事業があります。27年度には、村民体育館東側、28年度には中学校グラウンドの南側が計画されております。

老木となる前に、大衡城、牛野ダム、五反田周辺などの既存の桜の間に、桜の植樹をしてはと考えます。村長の考えをお伺いいたします。

議長（萩原達雄君）　　村長、答弁願います。

村長（跡部昌洋君）　　副村長から答弁させます。

議長（萩原達雄君）　　副村長、答弁願います。

〔副村長　伊藤俊幸君　登壇〕

副村長（伊藤俊幸君）　　それでは、お答えいたします。

平成27年度より、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていくために、子ども・子育て支援新制度が始まります。

この新制度が開始されることを受けて、村でも昨年12月に、「大衡村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」等を制定したところであります。

全国的に3歳未満児の待機児童が多いことから、新制度では市町村の認可事業として、新年度より地域型保育を開始することができることとなりましたが、本村では現在のところ、待機児童は発生しておりませんし、認定こども園であるおおひら万葉こども園は、施設としての受け入れが350名まで可能であり、将来的に子供の数が増加することに十分対応できるものと見込んでおりますので、あえて地域型保育事業等についての必要性はないものと考えております。

また、桜の関係でございますけれども、大衡中央公園の桜は、昭和3年、昭和天皇ご即位大典を記念して、当時、衡上地区座府の早坂シゲオ氏が、本村行政文化の中心地にふさわしい理想郷実現を念願し植樹されたものであり、以来86年の月日が経過しておりますが、4月の桜花爛漫の季節には、毎年ちょうちんを飾り、皆さんに花見を楽しんでいただいているところであります。

また、ご質問にあります、牛野ダム、大衡城跡公園、五反田運動公園の桜の樹齢も相当年数が経過しております。桜の寿命はさまざまのようでありまして、樹齢100年を超える

ものも全国には見られますが、おおむね30から40年で樹勢がピークを迎える、以降は衰退傾向となるよう、村内の桜も老木化してきてはおりますが、老木化とともに、てんぐ巣病にかかっている木もありますので、何とか花を咲かせるため、病気にかかっている枝の切除や剪定作業を行いながら維持管理に努めているところであります。

今後につきましても、現存の桜の維持管理を継続しながら、村内の桜の名所を絶やさぬよう、どのように植樹をしたらよいものなのかを含め、専門家の指導を仰ぎながら植樹を検討してまいりたいと考えております。

議長（萩原達雄君） 小川ひろみ君。

1番（小川ひろみ君） 大きな宅地造成がありまして、住宅を買うという大きな買い物をするとき、やはり自治体の助成、補助金、子育て助成に対するあり方、そういうものも若者たちは見るでしょうし、また、周辺施設の整備、環境、子育てのあり方、学校教育、そういうものが最も重視される点だと思っております。安心して子育てができる環境づくりに取り組むことが、村としても一番大事なことではないかと思っております。

おおひら万葉こども園は、350人の収容が可能で、待機児童にはまだまだ大丈夫だというお話ですが、今でも3歳未満児の保育の数がふえており、なかなか大変だという現場のお声を聞いてまいりました。ある方によると、3歳児以上はおおひら万葉こども園に置き、未満児はなかなか自分のところで受け取ってもらえない、他の市町村に頼んでいるという村民の方もいらっしゃっております。350人収容というのはあくまでも全体的なものであり、3歳児未満という方に対しては、1人当たり3.3平方メートル、3人につき1人の保育士が必要となります。そういう状況を考えますと、やはり万葉こども園でもなかなか、未満児の収容に大変な状況であると推測されるわけです。

そんな中で、やはり今回、子育て支援新制度がありますので、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育に力を入れ、村として、その起業をする方の設備投資や貸し付けなど、そういう部分の支援を、補助金をする必要があるかと思いますが、村長のお考えをお伺いいたします。

済みません、あと、桜のことについても、一括なので、もう一つお聞きします。

副村長から、今答弁のあったとおり、桜の寿命は30年から60年、または違うものもあり、それぞれの桜の種類によって、品種によって違うというお話もありました。

私も、そのことについてちょっと調べましたら、桜の寿命、ソメイヨシノという種類は大体60年ぐらいが寿命だというお話です。シダレザクラになると、福島では1000年に近い

のような桜もあるようです。やはり管理次第、維持次第では、そういうような長寿になる桜の木も、大木もあるようです。

そういう観点から、また大衡村は企業も進出し、大衡の知名度も徐々に上がっていること等、私はすごくうれしく思っております。公園植樹事業の目的が、桜を後世に伝承するという観点から、桜の名所というようなところも、また地域も考えては、別な場所を考えてはいいのではないかなども考えますが、その点についても、村長の答弁をいただきたいと思います。

議長（萩原達雄君）　　村長。

村長（跡部昌洋君）　　まずもって、副村長から。後でお答えしますから。

議長（萩原達雄君）　　副村長。（「はい」の声あり）伊藤副村長。

副村長（伊藤俊幸君）　　地域型保育の関係のご質問でありますけれども、まずは先ほど申し上げましたように、今、おおひら万葉こども園、その最大定員が350ということで申し上げました。ただ、現行では、まだまだその定員には至っていない状況でありますし、今予定している、平成28年、まあ、秋ごろになりますか、塩浪地区の団地の分譲も開始予定しておりますが、その分譲の状況にもよると思います。ですから、喫緊の課題なのかどうかという部分も、やはりここは一度、冷静に考えていくべきものかなというふうにも思っております。ですから、今後のその動きとあわせながら、地域型保育のそこを進めていくのかどうか、そういう部分も考えていくべきなというふうにも思っております。

また、桜の関係でございますけれども、先ほども申し上げましたように、中央公園につきましては、86年も経過しているといって、そして一本一本を当たってみれば、確かに老木化している、中にはてんぐ巣病もかかっているというあります。ただ、それを植えかえるタイミングというのもあると思います。ですから、その一本一本、それからどのような計画で、どの木をどこにというふうに、その公園の維持をしながら植栽もしていくということになりますので、やはりそこは専門家のご指導をいただきながら進めていかないと、一度に、じゃ植えかえましょうといった場合に、例えば中学校の前の中央公園の桜の木が、全部1回に伐倒してしまった、それでそこに植えかえましたといつても、また次に桜咲くの、何年後かちょっとわかりませんので、その辺も素人判断はできませんので、その辺もあわせながら、専門家のご指導をいただいて計画的に進めていきたいというふうに考えております。

議長（萩原達雄君）　　小川ひろみ君。

1番（小川ひろみ君） 先ほども申しましたけれども、350名という定員に対しては、やっぱり未満児の対応ということを考えると、やはり現在でも大変な保育士不足ですね、それから敷地の面積とか、いろいろな規則、国の規則がございまして、そういう部分を考えますと、やはり女性の社会進出を今うたわれている国のいろいろなことの動きを見ますと、やはり2人で共働き世帯はとても非常に多くなっており、大衡においてもほとんどの方が、子育てに従事する方は、家庭で3歳児未満の方を見ている方も少なくなっているのが現在の実情のようです。

いつでもすぐに対応、動向に対応できるような取り組みである、大衡村でしかできない、小規模だからこそできる、そういう起業をする方への対応というか、そういうものをやはり私たちは考えていくことも、大衡村に住みたい、それで住んでよかったですと思われるような、そういうことを構築していくことが私たちの責務であり、大衡村に私はそういう夢を持っていきたいなと思っておりますので、そういうようなことも視野に入れた上でのいろいろな事業計画を今後も進めていただきたいと思っております。

桜の件では、やはり今、副村長がおっしゃったように、いろいろ専門家の助言も必要でしょうし、いろいろな部分で対応していかなければいけない部分もあると思いますが、急にどたばたと全部のことをしてほしいということではございませんので、やはり徐々に計画を立ててそちらのほうも、やはりこの大衡村の桜が名所になるような、そのような夢を持って私たちは、やはり将来の、子供たちが大人になったとき、ここに本当、先ほどの待機児童と同じように、住んでいてよかったです、本当によかったですと思えるような村にしていきたいと思いますので、最後に村長の答弁をお伺いしたいと思います。

議長（萩原達雄君） 村長。

村長（跡部昌洋君） これらについて、副村長が言ったとおりでございます。

今ですね、いろいろな企業さんからよく言われております。まず、雇用したいんだけども、なかなか人が集まらないというのがよくですね、これ、宮城県の今そういう、宮城県自体がそういう姿、大衡村ばかりじゃないですけれども、どこの町もそういう状況になっていると。

それで、どこでもですね、保育園の整備等々もやっぱりこれからの大変な課題だというふうに言われております、大衡村でもこのこども園をいち早くつくって、そしてこのように皆様方に利用していただいているということも、大変先に、先行的にやってよかったです。今回、子ども・子育て支援法という制度がまた変わりますけれども、その中で、そ

の中にうたわれているのは、こども園をつくりなさいというふうに言われております。大衡村は、いち早くこども園をつくって、その体制づくりをしております。

ただし、今言ったようになかなか、小さい子供さんたちがなかなか入れないというのも事実であります。ただ、やっぱり保育士関係もあるものですから、保育士さんがいっぱいいれば、どこの保育所でも受け入れがうんとできた、できているんじゃないかなと思いましてね。しかし、今現在では、大衡村はそういう350人の規模のこども園をつくって、そして今は二百数名の方々が園児として入っているということもですね、いち早く取り組んだその効果かなと思っております。今までの姿となれば、本当に待機児童がいっぱい発生していたんじゃないかなと、そういうふうに予想されます。

では、今後のことはどうなのと。今後もですね、緊急的なもの、先ほども副村長が言ったように、これを急用するものではありませんので、まあ、それなりにですね、いろいろ話をもって、そうしていくのもいいんじゃないかなというふうに思っております。ですから、これからはそういう姿も、いろいろな制度を見ながら検討、今すぐにはしませんけれども、これも徐々に、国ほうでも恐らく変わってくると思いますので。国ほうでも変わってくると思いますね。だから、国のその制度にうまく大衡村も乗って、やることも一つの方法かなと、このように思っております。

こども園だってそうですよね。当初はこんな、こども園ていうの、なかなか、制度的になかったですよ。これが幼保一体連携という話が出てきて、初めてそれに大衡村がいち早く飛び乗ったということが言えるんじゃないかなと思いますので、先ほど言った、いろいろな企業さんが求人しても、なかなか応募してこないと。そこで、各企業さんも託児所みたいなのをつくらないと、これからは難しいだろうというふうにも言われております。ですから、近隣の町でも、いろいろな企業さん、あるいはそういう老人ホーム、あるいは病院関係ですね、自分たちで託児所をつくって、そして職員の確保をしているというところも今出てきておりますし、これからも大分出てくるんじゃないかなと思います。そういうものを見据えるのも、これから一つかなというふうに思っております。

あと、桜の木ですね。本当に私も、桜、大好きですね。大衡村、間もなく桜が満開になって、そして多くの方々が大衡村に来ていただくような、そういう季節がまた来るんじゃないかなというふうに思っております。

大衡村でも、クリエートパークの中に、植樹した子供たちの……、プレートですね、プレートを掲げて、木の保存と同時にですね、子供たちが大きくなったときに、「あっ、私

が植樹した木だよ」ということを言えるような、そういうものを試みたんですけども、何かいつの間にか、プレート、なくなってきたいるもんですし、あと木もですね、枯れた木もたくさんあるものですから、やっぱりそういう子供たちも成長見えるような、そういうものも、桜の木、あるいはいろいろな植樹にも、これからも必要なことじゃないかなというふうに思っております。

だからといって、桜ぼんぼん切って、新しいものを植樹するわけにもいきませんので、さっき言った1000年以上のものもありますよと。大衡村でも大変老木の木もありますし。ただ、いろいろな剪定作業、そういうものをしてまた生き生きとして桜が咲いてきたという、牛野ダムなんか一つのいい例なんですけれども、そういうところもあるものですから、今の木を大事にしながらですね、そしてまた手入れをしながら、そして枯れたものについては、またそれを補って補植していくということの繰り返しで、今の木も大切に保存していきたいなど、このように考えておりますので、ひとつご理解をいただきたいと。

そして、小川議員が言っていることは、重々私もわかりますので。ただ、今その時期ではないんでないかなというふうに思いますので、もうしばらく時間をかしていただきたいなど。そして、国の制度もこれから変わってくると思いますので、国の制度も見てていきたいなど、このように思っております。

議長（萩原達雄君） 次に、通告順6番、細川幸郎君、登壇願います。

〔8番 細川幸郎君 登壇〕

8番（細川幸郎君） 通告順位6番、細川幸郎です。

私は、今回の一般質問において、これからの大衡村農業の振興策について提言させていただき、そしてそのことによる村長の考え方を伺うものであります。

農業の現状や課題を見渡した視点から、特に重要と私自身が捉えている3項目について、建設的な議論をしたいと思います。

1点目は、圃場条件の改善、2点目に農業従事者の高齢化や後継者不足対策における担い手への農地集積について、3点目として大衡産の農産物加工品による特産品づくりについて提言いたします。

まず、圃場条件の改善についてであります。

大衡村では、村独自の施策として、以前より小規模基盤整備事業や畠地化支援事業を実施しており、その効果的な実績を勘案した上で、それらの補助率や上限額を見直し、農家がより取り入れやすくし、この事業をさらに推進させてはどうかということであります。

大型の圃場整備、村内において、地域によっては20ヘクタール以上の県の大規模な大型圃場整備事業が難しい地形的な制約の中で、地域の実情に合った圃場条件の改善はまだまだ必要とされており、稻作や転作作物などの土地利用型農業の作付において、今後ますます効率化を求められるものであります。この村独自の基盤整備事業を拡大し、営農条件の改善に向け、さらに推進させてはどうか、村長の考えを伺うものであります。

次に、受委託推進についての項目について、質問いたします。

国の政策として、農地中間管理機構が中に入る形で、そして機構集積協力金の支援制度とともに、担い手への農地集積を図る事業が開始されました。

村では従来より、受委託推進事業として、農作業委託者、そして受託者に対し、それぞれ契約した年に限り補助金を交付し、受委託の推進を図ってきておりますが、今、地域の農家の実情を見れば、農業従事者の高齢化が進み、農地を維持していくのに不安を持っている方も多くおられます。地域に集落営農法人があれば対応できる面もありますが、それがない場合、その受け手側の担い手を確保しなければなりません。受け手側は、農地を借り受けた場合、地代を支払わなければなりません。以前に比べれば、その地代は下がってきているとはいって、今の米価ではなかなか米での所得の向上は見えてこないのが現実であります。しかし、誰かがこの大衡村の水田を守っていかなければなりません。

そこで私は、利用権設定をした農地の耕作者に対し、継続的な奨励金制度を創設してはどうかと思うわけであります。つまり、農地の受委託期間、契約期間、毎年、その農地の地代の負担を軽減できるような支援制度を村が実施してはどうかということであります。このことに対し、村長の考えを伺うものであります。

次に、3点目の特產品づくりについて質問いたします。

このことは、今までこの議会でも、また先般開催されました「大衡村の農業を考える会」などでも、さまざまな品目について意見が出されておりますが、私は現在、村内で生産されている大豆に着眼し、それをみそなどの加工品に結びつけ、大衡村の特產品にしてはどうかと提案するものであります。

村内で大豆を作付している集落営農組織や生産組合に主体となっていただき、生産から加工、そして直売までを視野に入れた6次産業化を図っていただくというのはどうでしょうか。村内には、農産物直売所も存在しており、その一つの目玉商品として、村の特產品としての可能性もあると思います。

村が加工場となる場所を、現在使われていない空き施設がある場合、村がそこを提供し、

そして加工設備の整備を支援してはどうか。あるいは、村が加工場を整備して、生産者団体を指定管理者とし、加工品を製造・販売してもらうのも一つの方法と思うわけであります。

いずれにせよ、まさに村の農業の振興における6次産業化の実現です。みそは、日本食にとって欠かすことができない食材であり、毎日のように使うものであります。市場にはさまざまな商品が出回っておりますが、みその製造過程で使用する酵母、酵母によっては味が違うと聞きます。私は、村の特産品になり得る可能性はなくはないと思い、今回提案いたします。

以上、3項目にわたって、これからの大衡村の農業振興について提言し、村長の考えを伺うものであります。

議長（萩原達雄君）　　村長、答弁願います。

〔村長　跡部昌洋君　登壇〕

村長（跡部昌洋君）　　お答えをいたします。

農業振興に関する質問でありますが、先月25日に「大衡村の農業を考える会」を開催し、議員さんの全員の方々に出席してほしかったんですけれども、お二人の方が欠席ということで残念でありますけれども、どのようにですね、細川議員にも出席してもらって、そして皆さん方のいろいろな考えを忌憚なく出していただいたということが、私は第1回目としては大きな意義があったんじゃないかなと思っております。

本村の農業を継続可能な産業として維持できるよう、長く維持できるような、そういう産業として後世に伝えていくためには、これらのさまざまな問題に対して対応していかねばならないんじゃないかなと。一朝一夕に解決できるというものではないんじゃないかなと。多くの皆さん方にお話を聞いて、そしてそれを何とか具現化していくというのも大事なことじゃないかなと。そういう意味でも、この前の農業を考える会のいろいろな話は、私にとっては大変ためになったなというふうに思っております。しかしながら、何もせずに手をこまねいては何の解決にもならないので、先ほど言ったように、そういう意見もいろいろ伺っていきたいというふうに思っております。

さて、今回の質問でありますが、これから農業振興についてのご提案でありますけれども、初めに、圃場整備条件改善に向けた小規模基盤整備事業の助成についてであります。現在、個人または2人以上の共同施工者が行う、おおむね20アール以上の圃場を整備する場合は、対象となる事業に要した経費の2分の1、限度額10アール当たり20万円の助

成となっております。

また、次の受委託者推進事業につきましては、村内の認定農業者が、村内の農地について新規に6年以上の期間で利用集積を行った場合、ただし10アール当たり8,000円、受け手には1万6,000円を1回限りという措置を今はしておりますが、それについて、細川議員はもう少しというお話ですが、これもですね、わからないわけじゃないと思います。しかし、新規に農地の集積を行った場合は、翌年の作付1回限り、その半分の面積を生産数量目標による配分面積から控除すると。いわゆる傾斜配分も行い、農地の集積を推進しておるのも一つの優遇措置かなというふうに思っております。

提言では、受け手となる担い手の確保を図るため、これらの支援制度を継続的なものにしてはどうかということですが、国では「農林水産業・地域の活力創造プラン」において全農地の8割を、県では「農地中間管理事業の推進に関する基本方針」において、さらに高い目標として全農地の9割を集積目標としておるようあります。また、認定農業者、集落営農及び認定就農者を対象とする支援策などにより、地域の担い手の育成をする方向にもなっておるようあります。小規模基盤整備に係る助成につきましては、認定農業者等への集積を前提とした小規模基盤整備なのか、国及び県の方向性と合致するかいかんについては、補助率などを検討する必要があるんじゃないかなと、このように思っております。

受委託支援の継続化につきましては、継続期間をどうするのか、農地中間管理事業による借り受けの場合、対象とするのか、また、受け手の所得補填的な意味合いを持つことになりますので、十分な検討も必要じゃないかなというふうに思っております。

次にですね、今までいろいろなことを言ったんだけれども、言っている本人もなかなか難しくてですね、まあ、このぐらいしか、今のところ言えないなと思っております。

また、次に、転作作物として生産している大豆を利用したみそなどの加工品の製造、6次産業化についてありますが、現在、大豆を生産している方から、ほかの生産組織との連携を視野に入れながら、みそ製造等の6次産業化に取り組みたいという話も出ているようあります。まだ具体的なものとはなっておりませんが、国県でも6次産業化に対する姿勢がありますので、今後どういった取り組みを考えているのか、そういうお話も聞きながら、国及び県の支援などの活用について、情報提供・情報交換などをていきたいというふうに思っております。

村主導での加工品の創出や加工場の整備も考えられないわけではありませんが、実際に

取り組む方とのそういう考え方の大きな違いがあるのかどうなのか、そしてこれが長続きするのかどうなのかということも、やっぱり情報交換をしていきたいなというふうに思っております。

いずれにしましても、今後の大衡村の農業を振興するためにどうしていくべきなのかということで、今後も「大衡村の農業を考える会」、そういうものを2回、3回、4回となく継続しながらですね、幅広く意見を聞きながら、その方向性も見出してまいりたいと、このように思っております。

以上です。

議長（萩原達雄君） 細川幸郎君。

8番（細川幸郎君） 一問一答方式ですので、1つずつ伺ってまいります。

まず、圃場整備についてでありますけれども、今村長答弁されたとおり、小規模基盤整備事業は補助率が2分の1で、上限額が10アール当たり20万円、片や、一方の畠地化支援事業は、補助率は2分の1で同じであるんですけれども、3つの種類に分けてあります、暗渠排水が上下50万、畦畔撤去が上限30万、用排水路整備上限50万、2人以上で共同施工の場合は上限100万となっておりますけれども、この畠地化と小規模基盤整備の差別化というのは、どういったわけなんでしょうか。

議長（萩原達雄君） 村長。

村長（跡部昌洋君） 差別化ね。何だったんだべね。では、農林課長、ちょっとわかっている範囲で答えてください。

議長（萩原達雄君） 農林建設課長。

農林建設課長（齋藤 浩君） ただいまの話は、畠地化支援事業と小規模基盤整備の考え方という形なのかなと思いますけれども、補助率につきましては、両方とも2分の1ということでございまして、ただ、補助率の考え方は、小規模基盤整備のほうは10アール当たりの限度額ということでございますので、その整備する面積によって補助金額が40万になったり、50万になったりということもございますし、あと畠地化につきましては、面積ということではなくて、その事業に要する、対象事業に要する経費の上限額という考え方がありますので、ちょっと根本的な制度のつくり方が違うということでございます。

議長（萩原達雄君） 細川幸郎君。

8番（細川幸郎君） 10アール当たり幾らか、あるいは全体として幾らかという、その違いだということですね。

そこで、小規模基盤整備事業の話なんですけれども、補助率2分の1、受益者負担をしていただかなければですね、やはりこういった事業というのは、行政として実施する場合は必ずそういう受益者負担というものは伴うわけなんですけれども、ただ、今農家の現状を見ますと、この米価の下落でなかなか投資できる余裕もないということで、ちゅうちょされている方もあると思うんですよね。

そこで、この補助率を少し上げて、2分の1のところを3分の2、あるいは5分の4、そういうことではないとですね、なかなか今の農家の経営状況では、なかなか投資は難しいんですよ。大規模に集積されている方は、重機を購入して、自分で畦畔撤去なりはできますけれども、ただ、それで済まない部分もかなりあるわけなんですね。あと、用排水路を通さなきやならないとか。そういうことを考えますと、この上限の10アール当たり20万を拡大する、あるいは補助率を拡大する、そういう方向で、この事業をより多くの農家の方に使っていただけるように考えてはどうでしょうか。

議長（萩原達雄君）　　村長。

村長（跡部昌洋君）　　まあ、答えになるかわかりませんけれども、先日、あの「大衡村の農業を考える会」でも、参加した農家の方々から、大衡村の農業に対する補助、大変いいというお話をいただいてですね、私もこれまでいろいろなそういう補助金を出してきて農業振興を図ってきたんですけども、そのように褒められたということね、大変うれしくあの会場で思っておりますし、さらに頑張んなきやないなというふうな気持ちにもなってきております。

その中で、畠地化と水田の受け手云々というのは、今ちょっと前の、当時のことを思い出してきたんですけども、当時はそのぐらいの状況で大分よかつたんじゃないかなということで補助金を出しましたし、さらには財源的なものもあるものですから、財源のやっぱり確保、これも必要だなということで。でも、あの当時も、大変厳しい財政の中でやつてきたということも言えるんじゃないかなと思っております。

ですから、次のものについても、やっぱり財源の確保をしながら、交付金も年々落ちてきておるものですから、何とか自主財源の確保を図りながら、そういうものにも使っていくのも一つの方法だなというふうには思っております。これは、全般的に言える話でありますので、農業に関してばかりじゃなく、全般的に言えるものでありますけれども。

確かに、細川幸郎議員が言った、この小規模の基盤整備、これについては大変好評であります。私たちがその政策を挙げた中でも大変好評で、皆さん方に利用されているという

ことも言えますし、今後、その補助金云々については、しますっては言いませんけれども、財源を見出しながら、もしやれる財源があればですね、そういうものにも使っていくというのも一つの方法じゃないかなと。そして、農家の方々に頑張っていただくというのも一つの方法かなと、このように思っております。

議長（萩原達雄君） 細川幸郎君。

8番（細川幸郎君） 確かに大衡村は、ある意味恵まれている面もあります。王城原補償工事事務所の事業ですとか、あるいは村の防衛予算を使っての用排水路整備ですとか、そういう大変恵まれた面もありますし、村が実施しているこの農業者への支援策というのもさまざまなメニューで、ほかの町にはないようなものもあります。

ただ、やはりこの美しい大衡村の水田を、やはり守っていかなければなりませんので、やはり改善は必要です。ですから、財政当局と村の財政全般を見渡して、何とか財源をひねり出して、この事業を拡大していっていただきたいと思います。

議長（萩原達雄君） 村長。

村長（跡部昌洋君） その辺ですね、財源の確保をしながら、やはり一番の手っ取り早いのは企業誘致ですから、企業誘致しながら、そういう財源の確保、こういうものもさらに試みてみたいと、このように思っております。

議長（萩原達雄君） 細川幸郎君。

8番（細川幸郎君） 次に、農地の集積についてでありますけれども、村長の答弁にもありましたとおり、今村で実施している受委託推進事業、出し手にも出す、借り手にも出す、両方に出すという、まあ、中間管理機構の先を行くような事業をやっていたわけなんですけれども、先ほど1回目の質問で、私、申し上げたとおり、1回だけの補助金でありますから一過性なもので、受けた側は毎年地代を払うわけですよね。それで、地代も今、昔は1俵60キロとか、あるいはもっとそれ以上、1俵半とかそういう時代もありましたけれども、何か最近は、何か30キロ1袋というようなことが広くこう、そういう低くなっているのは事実ではありますけれども、いずれにせよやはり地代を支払わなければならぬわけです。そこで、この米価が低迷している中ですね、やはり隣近所の農業、地域の農業を守ろうということで、やっぱり受けておられる方もいるわけなんですよ。そういう方々が、もういいですよとなった場合、大衡村は大変なことになると思います。

ですから、継続的に利用権設定結んで、何年間農地を借り受けますというふうなことになった場合、毎年その地代の一部分、100円単位では、10アール当たり100円単位ではちょ

っとあれなんですけれども、まあ、できれば1,000円単位ぐらいの、そういうた奨励金、そういうものを創設してはどうかということなんですねけれども、再度村長に答弁を求めます。

議長（萩原達雄君）　　村長。

村長（跡部昌洋君）　　受委託関係ですね、この関係、本当に年々受け手が少なくなってきたというのは事実でありますし、その賃貸料も大分低くなってきたと。ですから、受け手にも、出したほうにはですね、なかなかよく聞きます。耕作、賃貸出しても、あんまり恩恵ないんだもんねと、税金払うと終わりだもんねなんて、よくそういう話も聞きますけれども、今の農業は大変そういう状況になっているということは私も存じております。

しかれば、じゃあどうしたらいいんだかということで、今の、村で今やっているその出し手と受け手の関係をさらに、1回限りでなく2回にしなさいというような、2回以上にしなさいというご意見でありますけれども、これについてもやっぱり先ほども申し上げたとおり、財源的なものもございますし、果たしてそれが農業振興になるのかどうなのかということも考えていかなくないんじやないかなというふうに思っております。

本当に、今の現実は、受け手がなかなか少ないと。そこで、中間管理機構というのが出てきて、そこで中間管理機構がその受け手側となって受けなさいというのが国の大好きな指導でありますし、方針であります。ですので、そういうこともひとつ、これからどうなっていくのかなということも見据えながら考えていきたいと、このように思っております。

議長（萩原達雄君）　　細川幸郎君。

8番（細川幸郎君）　　今農業、水田の現場で主力となっておられる方は、60代を超えた方が今主力となってやっておるわけなんですけれども、あと10年先を見ますと、そういうた方々も70を超えるということになります。本当を言えば、やはり地域に集落営農法人、そういうたものが立ち上がってやっていただくのが、あるいは大規模に集積している農家さんが大きく面積を集めてやって、受け手となってやっていただけるのが理想なんですねけれども、なかなか限られております。今、大衡村には、大瓜・松原に法人がありますけれども、あと衡上も今、法人化を計画しておりますけれども、そういうたことでやっている、ある地区はいいんですけども、それがなかなかない場合、そういうた場合は、やはり地区の方にお願いしていくということしか、まあ、そういう形をとらざるを得ないのかなと思います。あるいは、大規模な方がどんどん、どんどん手を広げていってということも考えられますけれども、それだって限度があると思います。

それで、私が今回、この2番目で申し上げたいことは、今1回出している補助金を2回、3回にしなさいよということじゃなくて、契約期間中毎年、10アール当たり、まあ、100円単位でもいいです、10アール当たり幾らと。つまり、地代の幾らかの分を支援しますよ、そうしてはどうですかという話なんです。もう一度お願ひします。

議長（萩原達雄君）　　村長。

村長（跡部昌洋君）　　なかなか難しいんじゃないかなと思いますね。ですから、さっきも言ったとおりのことに尽くるんじゃないかなと思います。特に毎年なんて、とてもじゃないがですね、難しいと。

私も実は今、出し手のほうですから、わからないわけじゃないんです。私も出し手のほうですからね。配慮すれば、私にも入ってくるものですからね、大変いいんですけども、ただ、村全体、あるいは財源を見ると、果たしてそれが可能なのかどうなのかというのも、やっぱり今回、いろいろな議論の中で進めていかなくない点も多々あるんじゃないかなというふうに思っております。

議長（萩原達雄君）　　細川幸郎君。

8番（細川幸郎君）　　私もかつてですね、その受委託の面積が幾らかということを調べて、それで例えば、500円だったらこのぐらいの財源が必要だ、1,000円だったらこのぐらいの財源が必要だという試算はしています。まあ……、結構な額になります。

が、しかしこれ、何億かかるわけじゃないですよ。1,000万、2,000万、まあ、行くかな。まあ、金額によるんですね、反当幾らですから、その単価によっては1,000万超えますけれども、私はやっぱり大衡の農業を担っていってくれる方々に対して、育てていかなければならぬということも考えまして、今回提案したわけなんです。

まあ、もう一度答弁求めても同じ内容だと思いますので、次の特産品について移ります。特産品、みそ、私もこれ、実は、認定農業者のいろいろな懇談会ですとか研修会、開催されておりまして、ある集落営農法人の方と話している中で、こういうのどうだやというふうな話を受けたわけなんですね。それで、その当時、私、みそというのは、どこにでもありふれているものじゃないかなと思ったんですけども、ただ、また別な機会に、生産組合のほうに大豆を譲ってくださいということで買いに来る農家さんがいたんですね。わずかですけれどもね、わずかですけれども買っていくと、大豆を買っていくと。これ、何に使うんですかと聞いたんですね。そうしたら、自分でみそをつくるんだと。みそってね、スーパーに行けば幾らでも売っているんでないんすかって、そう聞いたんですね。

そしたらば、いや、ある酵母を使って自分でつくったみそ、それを食べたら、買ってきては食べないと。ああ、そうなんだと思いました。

このみそに関して、今回、私、通告したことによって、担当課でも勉強されたと思いましたけれども、このみそについての可能性というものはどうでしょうか。

議長（萩原達雄君）　　村長。

村長（跡部昌洋君）　　実は私もですね、ある町のみそを、自家製のやつを食べてあります。大変そこのみそはおいしいものですからですね。だから、細川議員が言っている意味も、私も自分でも体験しているし、食べているものですからわかります。まあ、そういうほうも、一つの方法だろうというふうには思っております。

ただ、先ほども申し上げましたとおり、じゃあ誰がやると。そして、やっぱりやる声が高まってきて、そしてお願いするほうと、受けるほうもやっぱりしっかりしていかないと、私、今までの農業関係、ずっと考えていますとね、国が言っていること、まさに、転作しなさい、転作しました、転作するとうんとよくなってくるんだべな、ことごとく何か、言って国が示したものっていうのはあんまりよくないんですよね。そして、今まで来ているんじゃないかなと思います。

ですから、こういう6次産業化する上にも、やはり受ける側、あるいは出す側と、やっぱり常に、やっぱり一生懸命に話し合ってですね、そして途中で途絶えることのないようにしていくのが、私がやる上での大きな、大事なことじゃないかなというふうに思っております。そういう方を、もしあればですね、村でどんどん進めるよりも、村で中に入つてそういうものを手伝っていくという方法が、私は一番いい方法じゃないかと思いますし、農協さんもおるものですからですね、農業のプロは農協さんですから、農協さんにも入つてもらってね、そういうことも一つの方法としていいことじゃないかなと思います。

ただ、やっぱり単発的でなく、長く続けることによって農家の方々の、大豆を栽培している方々も長くできるような、そういうものもやっぱり見せていかなくないんじゃないかななど、このように思っております。

議長（萩原達雄君）　　細川幸郎君。

8番（細川幸郎君）　　そのやりたいという、その熱意を持った方々が、まとまってやろうというときになったときにはですね、村としてもやはり全面的に支援していっていただきたいと思うわけです。

一番やっぱり、スタートはやっぱり加工場ですよね。場所、あるいは今使っていないよ

うな建物、村にそういうところがあれば、そこを無償貸与で提供してやっていただくと、あるいは設備もやはり最初導入する場合、初期投資がかかるわけですから、幾分かの補助という形で支援をしていくということが必要だと思います。やはり夢のある大衡村の新しいものをつくるんだという、そういう夢を持って取り組まれていこうとしている、そうした法人、集落営農ですか、生産組合ですか、そういった方がいれば、村としてはやはり支援していくべきものだと思います。

それで、具体的な組織については、この場で私は余り申せませんけれども、何ていいですか、ぜひですね、この大衡村の6次産業化へ向けた取り組みということで頑張ってもらいたいなと思うわけです。村の支援をよろしく願いたいと思います。

議長（萩原達雄君）　　村長。

村長（跡部昌洋君）　　先ほども申しましたとおりであります。村にも加工場、加工場というのはありますけれども、今指定管理者として出しておりましてね、別な方向で使われております。ああいうところも一つの方法かなというふうに思っておりますが、まあ、別の方法もあるんじゃないかなというふうに思っております。

そういう、私は常日ごろ言っているのは、やる気のある方には支援してまいりたいというのが私の姿勢でありますので、そういう、村がぎりぎりやらせるということはしませんので、やる気のある方々同士で、こういうものをやりたいんだと、そしてこういうのをつくりたいんだと、そういう声があれば村のほうでもどんどんどんどん支援してまいりたいと、それが一つの村の特産品にもなりますし、村おこしにもなるんじゃないかな、このように考えております。

議長（萩原達雄君）　　次に、通告順7番……（「休憩しろ。休憩」の声あり）いやいや、なし。

次、通告順7番、佐々木春樹君、登壇願います。

〔5番　佐々木春樹君　登壇〕

5番（佐々木春樹君）　　通告に従い、一般質問を行います。

件名は、「各地区分館（集会所）の現状と問題点」ということで、一問一答で通告をしております。

現在、各行政区にある公民館分館、いわゆる集会所ですね、各行政区で維持管理をしています。ですが、各行政区では解決できない問題も幾らしかあるというふうに伺っておりますので、分館の維持管理に対して、村がどの程度力添えできるのかというふうなことでの質問であります。

細かいところでも通告しておりますので、まず、1番目、現在、ときわ台の団地の分館建設事業に着手しているところでありますが、その状況をお伺いするものです。まず、ほかの地区の分館の建設時同様、住民との話し合いが行われているというふうに思いますが、新しい分館建設に対して、特徴的なことはないかを伺うものであります。

2つ目に、新たに開発される団地ですね、塩浪にこれからつくっていく団地も、ときわ台同様、分館建設についてもお考えになっているのかということです。

大きい2番目として、東日本大震災で、あすで東日本大震災、発生して丸4年ということになりますけれども、当時、皆さんも各地区の分館に詰めて避難生活を送ったかと思います。その際、手狭だった分館などもあったように伺っておりますけれども、その際、あの地震の際にですね、いろいろ修繕しなければいけないところが出てきている分館に対して、どの程度村で対応しているのかお伺いします。大瓜下のトイレについては、改修予定だというふうなことも伺っておりますので、その辺以外で、ぜひ、どのように対応しているか伺います。

それから、大きい3つ目として、ソーラーフロンティア株式会社が立地して、チラシも皆さんに回ったかと思いますけれども、ぜひそのソーラー、ソーラーパネルを各分館に設置して、それを運用していくというふうな考えがないか伺うものであります。

昔は、そういう分館とか別荘とかにはソーラーパネルを上げることできませんでしたけれども、今は法も変わりまして、居住していない屋根にもソーラーパネル、上げができるような状況になっています。それで、ソーラーフロンティアさんも、50万円お得ですよというふうなチラシを回しているぐらいですから、各分館にパネルを上げて、その電気料の補助なり、またそこでの売電を各地区の予算に組み入れることができないかどうかというふうなところも踏まえて、そういう設置の考えがないかお伺いしているものです。

お願いします。

議長（萩原達雄君）　　村長、答弁願います。

〔村長　跡部昌洋君　登壇〕

村長（跡部昌洋君）　　お答えいたします。

ときわ台団地への集会所の建築につきましては、当初の想定よりも大分早く区画が完売となりましたので、予定を繰り上げて、平成26年度で実施設計を完了し、平成27年度で集会所の建築、ですから新年度ですね、集会所の建築を行う考えであります。予定よりも、ときわ台の団地が売れ行きがよかつたものですから、こちらのほうも当初の予定を繰り上

げて行なってきているということです。

集会所建築に当たりましては、ほかの地区と同様に建設委員会を立ち上げていただき、他地区への集会所の視察や建物に関する要望を聞きながら設計に入っておりますし、昨年12月には設計の素案がまとまりましたので、建設委員会へ図面を提示し、その際に出た意見をできるだけ設計に取り入れて、現在、最終の段階に入っております。このように、図面が確定するまでは、何回も地区の方々とのやりとりを行いながら、設計を終えているものであります。

なお、先ほども申しましたが、建物に対しての意見が大分いただいている、出された意見のうち、対応可能なものも大変たくさんあったものですから、その声などを採用させていただいている。

次に、新たに開発する団地にも集会所は建設するかとの質問であります。今回建設予定の集会所につきましては、開発予定の団地も含めました、一緒にした、そういう集会所となるようです。衡中地区の集会所と同じくらいの面積の建物が計画されております。ちなみに、衡中集会所は、71.5坪でございます。

次に、東日本大震災による被害に対しての修繕を村ではどう考えているのかということであります。その修繕の内容にもよりますが、村では施設の修繕に対応した集会所維持管理補助制度もありますので、相談していただければ、考えていただければと考えております。もっともっと早くですね、こういう、もう震災から4年がたつものですから、どうせならばもっともっと早くのほうがよかったなど、その辺思います。

なお、地震発生からもう、先ほども言ったように4年も経過していることから、もっと早く状況を教えていただければよかったなど、そういうふうにも思っております。

最後に、各集会所へソーラーパネルの設置を考えてはどうかというようなことであります。この件についても、佐々木議員がおっしゃる前にですね、もう議員、区長会でこのことについて、区長さん方にお話をいたしました。区長さん方へ、地区で集会所にソーラーパネルを設置してはどうですかということをお話をさせていただいて、今般、ソーラーフロンティア株式会社から、村内全世帯に郵送されたパンフレットにもありますように、設置費用もデガケトウシュウで大分安くなっていますので、集会所への設置した場合も、私は大変避難、いろいろな災害があったときの避難所にも各集会所はなっておりますので、それらのことを考えれば、私は集会所の設置もよろしいんじゃないかなというふうに思っております。

ただし、そう、「ただし」があるものですからね。ただし、村で設置するんじゃなく、各地区で設置をしていただくと。それに村で補助金を出す。だって、要らないというところに出す必要ないから、その地区地区でやる気のある方には村で補助、今の制度の中では補助金は全然ありませんので、そういうものも考えていきたいというふうに思っておりま

す。

議長（萩原達雄君） 佐々木春樹君。

5番（佐々木春樹君） まず、大きいところでの質問項目ですけれども、各地区に設置されている集会所の立場というんですかね、公共施設だと私は思っているんですが、そういう考え方でよろしいのか。

それで、その維持管理についてある程度の状況、大きな改修については村、小さいものについては各地区というふうな考え方で間違っていないか、お願いします。

議長（萩原達雄君） 村長。

村長（跡部昌洋君） では、総務課長から答弁させます。

議長（萩原達雄君） 総務課長。

総務課長（早坂勝伸君） 建物につきましては、あくまでも村の所有でございます。ただし、施設につきまして、その建物自体の管理をその各地区の行政区に依頼をして、適切に管理をしていただいているものでございます。

また、修繕関係でありますけれども、その修繕の内容等々にもよううかと思います。本当の小規模なもの、例えばペンキの屋根の塗装の塗りかえ、そういうしたものにつきましては地区にお願いしていると。ただし、その全額を地区にお願いしているのではなくて、村でその3分の2を持ちますと、残りの3分の1は地区にお願いしますと、こういうふうな取り決めを行っているところでございます。

議長（萩原達雄君） 佐々木春樹君。

5番（佐々木春樹君） 多分ですね、この質問を見て、感じてはいると思うんですけども、過去に、私、質問した際、衡中北地区の集会所の件ですけれども、まだ考えていないというふうなご答弁をいただいているが、現状、随分変わっておりますし、衡中北にも新しい住宅なり、集合住宅なりも建設しておりますので、いま一度ですね、このときわ台の集会所の建設後、新しい団地にはつくらないということであれば、その次でも結構ですので、ぜひ検討に入れていただけないかなというふうに思うんですが、いかがですか。

議長（萩原達雄君） 村長。

村長（跡部昌洋君） ああ、そこに来るんですね、この質問は。そういうことでしたか。全然想定外でした。

まあ、衡中北の集会所ですね、区長さんからもいろいろ要望されております。ただし、私、大事なのは、このときわ台の団地は、団地の方々一丸となって集会所が必要だという声が上がっているんですよね。衡中北の場合は、ちょこっとそこが違っているなというふうに思うんですよ、実は。だから、そこをね、やっぱり地区でしっかりとまとめてもらうというのが、大事な一つのことじゃないかなというふうに思っております。

いずれ、以前にはですね、「こんな立派な集会所をつくって、何だ」なんてね、地区の総会に行って怒られた地区もございます。あれ以来ですね、あんまり私も、集会所の建築というのは積極的にやるべきじゃないかな、やるべきじゃなく、やっぱりその各地区地区の盛り上がりが村の背中を押すというのも大きな意味合いがあるんじゃないかなというふうに思っておりますので、それについてもひとつ、みんなで盛り上がっていただければですね、うちの担当課長も何とか腰上がっていくんじゃないかなと思いますけれども、そういうことも一つの要因になるんじゃないかなというふうに思っております。

議長（萩原達雄君） 佐々木春樹君。

5番（佐々木春樹君） 今、北地区の話を出したのは、各地区のその問題点という中の一つでありまして、衡中北にある集会所のトイレに関しては、男女一緒であると。この間の総会の際も、男性の方が使用していた際に、女性の方はちょっと中に入れないでいた方もおりましたので、そういうところの改善というんですかね、それとか、まあ、村長、わかっていると思いますけれども、例えばいきいきサロンなどを各地区でやった際に、衡中北地区の場合は、やはり炊事場も狭いものですから、なかなか調理するのも大変だということも伺っています。いろいろ集会所見てますけれども、例えば駒場地区の集会所だと、入ったときにこのぐらい大きなシンクありますよね、何でも洗えるような。ところが、私どものほうにあるやつは、こんな小ちやいんです。みんな苦労して、肩寄せ合ってやっているというふうなこともありますので、その辺も鑑みてですね。当時質問した際も、改修は難しいんだと、新築なら補助金の制度もあるのでというようなお話をありましたので、そういういたところも、あとは地区の考え方にもよるかと思うんですけれども、そういういたところも考慮していただきたいというところと、施政方針の41ページに、教育長、お話ししたところですけれども、「各地区における分館活動を中心とした地域住民のコミュニティ一づくりのため、住民参加型の事業の拡充に向けて一層努める」というふうなことを書か

れていますけれども、今の北の集会所ではなかなか難しいんじゃないかなというふうに思いますので、その辺も考慮して、もう一度お願ひします。

議長（萩原達雄君） ここでお諮りいたします。

ただいま一般質問続行中であります。一般質問が時間内に終わらないようありますので、佐々木春樹君の一般質問が終わるまで、会議時間を延長いたしたいと思います。このことにつきまして、ご異議ございませんか。

〔異議なし多数〕

議長（萩原達雄君） 異議なしと認めます。したがって、佐々木春樹君の一般質問が終わるまで、会議時間を延長といたします。

村長、答弁願います。

村長（跡部昌洋君） 春樹議員の言っていることも、重々わからないわけじゃございませんんですね。ただし、さっき言ったように、何でこんな立派なのつくったって、何だって、あれがね、つくった上で言われると一番ショックなんですよね。やっぱり地区民が盛り上がって、集会所必要だという声があれば、私はやらない気持ちはございませんので、やる気持ちもありますけれども、そういう盛り上がりが一番だなというふうに思いますので、盛り上げ方ですね、ひとつよろしく、春樹君が言っていて、反対のほうから「そんなことつくることない」なんて言う人がいたら、とてもじゃないがつくれないというのが現状でありますので、その辺もひとつよろしくお願ひ申し上げたいと思いますし、本当に男女一緒のトイレ、これも私もわかっておりませんので、そういう点も含めてよろしく、かえってこちらからもよろしくお願ひ申し上げたいと思います。

議長（萩原達雄君） 佐々木春樹君。（「方向転換」の声あり）

5番（佐々木春樹君） 先ほど、東日本大震災の際のその修繕というふうなところ、もっと早く言ってほしかったとかっていうふうにお話しされましたけれども、多分ですね、その集会所の維持管理は各地区だというふうな意識が多分強くて、自分たちで何とかしなきゃないというふうに思っていたのではないかなど。それで、このぐらいなら、まあ、何とかなるなというところで我慢しているのもあるんじゃないかなというところでですね、壁の亀裂の入っている集会所あると思うんです。それが今も、震災後、まだ余震がどんどんありますし、近いうちにまた大きな地震もあるというふうに言っている学者もおるようですね、もう一度点検していただいてですね、そういった改修についてもご検討いただきたいと思うんですけども、その辺はいかがでしょうか。

議長（萩原達雄君）　村長。

村長（跡部昌洋君）　そういうですね、もう少し早くわかっていれば、対応ももっと早くできたんじゃないかなと思いますので。ただ、そういう絡みであればですね、またその辺もいろいろ検討していきたいと。

ただ、先ほど総務課長が言ったように、地区でやる分、あとはやれる分、あるいは村でやる分というのがあるものですから、最近だと屋根の塗装ですよね、これもある地区から要望があって、やっぱり金額的にも大分かかるものですから、その塗装についての補助金も出させていただきましたので、今後もそういう形で対応してまいりたいと、このように考えております。

議長（萩原達雄君）　佐々木春樹君。

5番（佐々木春樹君）　ソーラーパネルの件です。区長さん方にもお話ししたというのも伺ってはおりますけれども、詳しい内容、わかっておりませんので、再度ですね、どういった補助というんですか、どういうふうな感じで各地区、求められた場合にソーラーパネルが設置されるのか、お伺いします。

議長（萩原達雄君）　村長。

村長（跡部昌洋君）　今回、大衡村にソーラーフロンティアという会社が来まして、私にとっても3年がかりでの企業誘致が身を結んだということありますが、宮城県もそうなんですねけれども、私もですね、ぜひ大衡村の地産地消の太陽光発電のものを、何とかもっともっとPRしながら、企業さんと一緒に頑張っていきたいなというふうに思っております。

その一つとして、たまたま、ソーラーフロンティアさん側から、大衡村の住民に対してのソーラーパネルを安く提供したいという申し出がございました。皆様方のチラシにもあるとおり、50万円お得ですよという、まあ、あれは村の補助金も入れての50万円ですけれども、私たちはそのことを区長さん方にお話ししたら、区長さん方でも大分ソーラーパネルをついている方々も多いものですから、今の、私たちがつけたよりも半額だなんてね、びっくりされましたけれども、確かに今は大変格安になって、設置しやすくなつてまいりました。

さらには、3.11の地震のときにも停電になって、大変私たちにとっても大変な時期でありましたし、やっぱり電気がないというのは大変だなと、そのことをちょっと思い出して、各集会所で太陽光パネルを設置してはどうですかという話を持ちかけました。そのときですね、やっぱり売電したことによって、その売電のお金は各地区に入るものですから、村

に入るものでないですから、各地区に入るものですから、その各地区に入るメリットもあるから、あるいは集会所でそういうときも使えるし、集会所で使ったときも電気料が安くなるものですから、一石二鳥という考え方でどうですかという話をさせていただきました。区長さんは、大分乗り気のある区長さん方もうございましたので、その後、いろいろな区長さん方からも問い合わせもございました。

ただ、今の制度では補助金がないものですからね、ないものですから、何とかその補助金を考えていきたいなというふうに思っております。これも一つの公共的なものという扱いです。ただ、売電したお金が全部地区に入るものですから、やっぱり若干の補助金で対応していきたいなというふうに思う、今のところそういう形で考えております。

議長（萩原達雄君） 佐々木春樹君。

5番（佐々木春樹君） 最初のお話ですと、設置するのに各地区で幾らか出さなきゃないようなお話をしたけれども、今のお話を聞いていると、もしいい補助金があれば設置していく方向だというふうに捉えたんですが、それで間違いないですかね。

議長（萩原達雄君） 村長。

村長（跡部昌洋君） そのとおりです。村で補助金を出そうかなと。ただ、それも今の要綱を変えなくちゃならないものですから、今回そういう要綱も加えて、もしやる、やりたいという方があればですね。ただ、やりたくないという地区があれば、それはそれで私はよろしいんじゃないかなと思うんです。さっきも言ったように、売電料が自分に、その地区に入るものですからね、そういう有効活用も一つの方法じゃないかなというふうに思っております。

議長（萩原達雄君） 佐々木春樹君。

5番（佐々木春樹君） まず、そのときわ台に新築されるものに関しては、そのソーラー的な考え方というのは、どのようにになっているんでしょうか。

議長（萩原達雄君） 村長。

村長（跡部昌洋君） まあ、それらについては、今までの各集会所と同じような取り扱いでいきたいなというふうに思っております。

議長（萩原達雄君） 佐々木春樹君。

5番（佐々木春樹君） あとは、ソーラーだけではないんですけども、その地区の集会所をいろいろ考えた際に、電気類を全てLEDにかえるとか、そうやっていろいろな貢献できると思うんですけども、そういう方向で取り組もうといった際には、それは地区負担と

いうふうな考え方でしょうか。お互いで、村と地区と、もしくは村でそういったその、まあ、いろいろな考え方あるかと思うんですけれども、CO₂削減であるとか、村の基本的な考え方の中で、照明器具を全てLEDにかえていこうというふうな、庁舎はそのようになっていますので、公共施設というふうな観点から、各地区の集会所にもそういった施策というんですかね、そういうふうな方向を考えることはありますか。

議長（萩原達雄君） 村長。

村長（跡部昌洋君） 今のところは、そこまでの考えは持っておりません。

議長（萩原達雄君） 佐々木春樹君。

5番（佐々木春樹君） ぜひ、ソーラーと一緒にですね、その辺も一緒に考えていただきたいというふうに思います。

議長（萩原達雄君） 村長。

村長（跡部昌洋君） 要望じゃないよね。回答しないからね。

まあ、いろいろ考えてまいりたいというふうに思っております。

議長（萩原達雄君） いいですか。（「はい」の声あり）はい。

これで一般質問が終了いたしました。

議長（萩原達雄君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれで散会といたします。

ご苦労さまでした。

午後5時08分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

大衡村議会議長

署名議員

署名議員